

令和5年6月

# 信用保証ハンドブック



© 光プロダクション

 **和歌山県信用保証協会**  
CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF WAKAYAMA-KEN

# CONTENTS

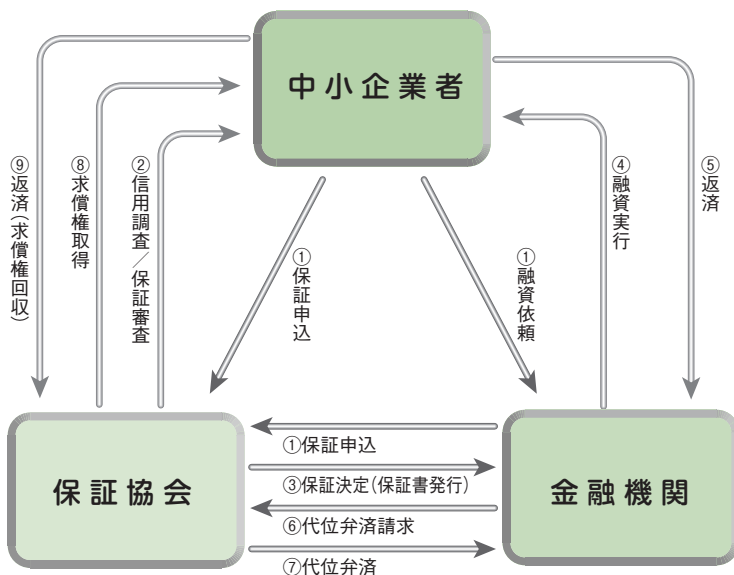
信用保証制度のしくみ	1
保証付融資活用のメリット	2
ご利用いただける中小企業者	3
保証の条件	7
保証申込手続き	10
信用保証料	13
信用保証料(Q&A)	14
責任共有制度	17
許認可等の確認を要する業種	18
保証制度一覧	22
保証料率早見表	34
令和5年度提携保証制度一覧	36
伴走支援型特別保証のご案内	38
SDGsに取り組む方を対象とした保証制度のご案内	40
経営改善サポート保証【感染症対応型】のご案内	41
MAX280のご案内	42
事業承継特別保証・経営承継借換関連保証のご案内	43
短期継続保証「たんけいネクスト」のご案内	44
信用保証協会団体信用生命保険制度(※特約料早見表)	45
約束手書および各種覚書締結先一覧	46
担当部署のご案内	47
(お知らせ)	
専門家派遣事業「わかやま連携サポート」	48
中小企業者の「経営改善計画(早期経営改善計画)策定費用」に対する当協会の補助事業	48

## 和歌山県信用保証協会の概要

保証債務の状況	26,268件 3,186億円(令和5年3月末現在)
事業所網	本所(和歌山市)・支所(田辺市)
役員数	78名(令和5年4月1日現在)
根拠法律	信用保証協会法(昭和28年法律第196号)
関係法律	中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)

※本ハンドブックはすべて令和5年4月1日現在の内容となります。

## ●●●信用保証制度のしくみ



### 信用保証制度のしくみ(図)の説明

- ① 中小企業者は、保証協会へ直接又は金融機関を通じて保証を申込みします。  
(保証協会は、必要に応じ、中小企業者に対して金融機関を紹介する取組みを行います。)
- ② 保証協会は、中小企業者の申込みを受けて、信用調査/保証審査を行います。
- ③ 保証が適当と認められた場合は、保証協会は金融機関に対して信用保証書を発行します。
- ④ 金融機関は、信用保証書に基づき中小企業者に対して融資を実行します。
- ⑤ 中小企業者は、融資条件に従い金融機関に対して返済を行います。→ 至完済
- ⑥ 中小企業者が諸事情によって返済ができなくなった場合、金融機関は保証協会に対して代位弁済を請求します。
- ⑦ 保証協会は、金融機関の請求に基づき中小企業者に代わって借入金を代位弁済します。
- ⑧ 保証協会は、代位弁済の実行により中小企業者に対して求償権を取得します。
- ⑨ 中小企業者は、保証協会に対して返済します。

# ●●保証付融資活用のメリット

## 1 お客様のメリット

### I. 金融機関からの融資の幅が広がります。

金融機関とお取引が初めての方、取引実績の浅い方、新規開業の方でも保証協会が公的な保証人となることで借入しやすくなり、金融機関のプロパー融資と保証付融資の併用により、借入枠が拡大されます。

### II. 長期の融資が受けられます。

通常、金融機関からの融資期間は3～5年ですが、保証協会をご利用になると7～10年の長期の無担保融資も可能となります。また、融資期間が30年という超長期の保証制度もあります。

### III. 貸出金利等が優遇されている地方公共団体の融資制度がご利用になれます。

保証協会の保証により低金利の融資制度が活用できます。また、県の融資制度は保証料も一部優遇しています。

### IV. 目的に応じた種々の保証制度を用意しています。

地方公共団体の融資制度の他に保証協会独自の保証制度を用意しており、中小企業者の皆さまの多様なニーズにお応えしています。(詳しくはP22～33「保証制度一覧」をご参照下さい。)

### V. 不動産担保の有効活用が図れます。

保証協会の担保掛目は金融機関と比べると緩やかになっています。また、保証協会に担保を差し入れていただく場合、登録免許税が1000分の4から1000分の1.5に軽減されます。(租税特別措置法により、現在のところ、令和7年3月31日まで)

## 2 金融機関のメリット

### I. 金融機関の自己資本比率算定に有利です。

金融機関は国際統一基準(BIS基準)で自己資本比率を算定しますが、保証付融資は保証協会が保証しているとみなしうる部分についてリスクウェイトが10%となり、資産を圧縮できるので、中小企業向け貸出金の拡大が図れます。

### II. 収益の拡大に寄与します。

金融機関は将来の貸倒リスクに対して毎期貸倒引当金を積立っていますが、保証付融資を拡大すると将来の貸倒引当金が少なくなる場合もあり、収益の拡大に寄与します。

### III. 貸出金に対する信用リスクが回避できます。

保証付融資は貸出先が倒産しても100%回収できる(部分保証取扱分は除く)ことから、信用リスクが回避できます。

### IV. 融資枠の拡大とメイン化が図れます。

保証付融資を上手に活用することで、プロパー貸出金の取扱いに幅ができ、貸出先との取引の深耕とメイン化が図れます。

## ●●●ご利用いただける中小企業者

和歌山県内に住居または事業所（法人の場合は本店または事業所）のいずれかを有し、保証対象業種を営む中小企業者（個人・会社・組合等）の方で、次の条件を備えている方がご利用できます。なお、これから事業を始められる方（創業者）であってもお取扱いが可能な制度もございます。

### 1 中小企業者の範囲

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に定める「中小企業者」の方が対象となります。

常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当していれば、ご利用いただけます。

（例えば、製造業の場合、資本金が3億円を超えていても従業員が300人以下であれば、保証対象となります。）

#### 【個人・会社（※1）】

業 種（※2）	資本の額または出資の総額	常時使用する従業員数（※3）
製 造 業 等（※4）	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業（※5）	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下

下記の政令特例業種については規模要件が異なりますのでご注意ください。

業 種	資本の額または出資の総額	常時使用する従業員数（※3）
ゴ ム 製 品 製 造 業（※6）	3億円以下	900人以下
ソ フ ト ウ エ ア 業	3億円以下	300人以下
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

※1 ここで言う会社とは、株式会社、有限会社、合名会社、合資会社および合同会社を指します。

※2 業種分類は、原則として日本標準産業分類（総務省編）の分類概念に準拠しますが、信用保険の対象外業種との関係から一部異なる取り扱いをする場合があります。

※3 常時使用する従業員には、個人事業主の家族従業員（事業主と生計を一にする三親等内の親族）、会社の役員、臨時的な従業員は含まれません。ただし、パート・アルバイト等名目は臨時雇いであっても、事業の経営上不可欠な人員は従業員に含まれます。

※4 製造業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいいます。業種事例としては次のとおりです。

建設業、不動産業（建物売買業、土地売買業、不動産賃貸業、貸家業、貸間業、不動産代理業・仲介業、不動産管理業）、運送業、通運事業、倉庫業、印刷業、出版業、電気・ガス供給業、生命・損害保険代理業、土石採取業、木材伐採業、鉱業、旅行業

※5 飲食業は小売業に含まれます。

※6 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除きます。

## 【その他の法人】

### 1. 医業を主たる事業とする法人

医療法人および医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人または社団法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下の企業が、保証の対象となります。出資の総額についての規制はありません。

(参考)・医業とは、病院、一般診療所、獣医業、介護老人保健施設、介護医療院、医療型障害児入所施設、医療型児童発達センター等が挙げられます。  
・医業を主たる事業とする個人の場合は、常時使用する従業員の数が100人以下の企業が保証の対象になります。

### 2. 一般社団法人、一般財団法人

医業を主たる事業とする場合以外では、次の場合に限り対象となります。

商店街整備等支援関連、伝統的工艺品支援関連、小規模事業者支援関連、中心市街地商業等活性化関連、中心市街地商業等活性化支援関連、農商工等連携支援関連、商店街活性化支援関連、経営革新等支援関連、情報提供支援関連、連携創業支援等関連、地域経済牽引支援関連、情報処理支援関連及び技術等情報漏えい防止措置関連の信用保険特例により、中小企業者と「みなされた」一般社団法人または一般財団法人。

この場合、規模的制限（出資の総額及び従業員規制）はありません。

### 3. 士業法人

いわゆる士業法人（監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、土地家屋調査士法人、社会保険労務士法人及び行政書士法人）であって、出資金が5,000万円以下または常時使用する従業員の数が100人以下のものは保証対象となります。

### 4. 外国会社

外国の法令に準拠して設立された法人であっても、中小企業者等一定の資格を有する場合は保証対象となります。

### 5. 社会福祉法人

医業を主たる事業とする社会福祉法人以外は、協会の保証を利用できる「中小企業者」には該当しません。

### 6. 特定非営利活動法人（NPO法人）

従業員数が300人（小売業（飲食業を含む）は50人、卸売・サービス業は100人）以下の法人が保証の対象となります。（資本金についての要件はありません）

なお、保険特例制度については、経営安定関連、災害関係、地域伝統芸能等関連、周辺地域整備関連、東日本大震災復興緊急関連、地域経済牽引事業関連、危機関連、商店街活性化促進事業関連、情報処理システム運用・管理関連の9つの信用保険特例に限って利用が可能です。

ただし、上記9つの信用保険特例以外でも、農商工等連携支援関連、商店街活性化支援

## ●●●ご利用いただける中小企業者

関連、経営革新等支援関連、連携創業支援等関連及び小規模事業者支援関連の信用保険特例により中小企業者と「みなされた」場合は、これらの保険特例制度を利用することができます。

### 7. 学校法人、宗教法人、中間法人及び有限責任事業組合（LLP）

いずれも協会の保証を利用できる「中小企業者」には該当しません。

### 【組合】

組合の場合は当該組合が保証対象業種を営むこと、またはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいればお申込みができます。なお、組合自体の出資の総額および従業員についての規制はありませんが、構成員に規制を設けるものがあります。

具体的に保証対象となる組合とその要件は、以下のとおりです。

組合の名称	保証対象となる要件
中小企業等協同組合(※) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             事業協同組合              事業協同小組合              協同組合連合会              企業組合           </div> 消費生活協同組合(同連合会) 農業協同組合(同連合会) 水産業協同組合 森林組合(同連合会) 生産森林組合	保証対象事業を営むものまたは構成員の3分の2以上が保証対象事業を営むもの
協業組合	保証対象事業を営むもの
商工組合(同連合会)	保証対象事業を営むものまたは構成員が保証対象事業を営むもの
商店街振興組合(同連合会)	保証対象事業を営むものまたは構成員の3分の2以上が保証対象事業を営むもの
生活衛生同業組合(同連合会) 生活衛生同業小組合	構成員の3分の2以上が5,000万円(卸売業1億円)以下の資本金である法人または常時50人(卸売業またはサービス業100人)以下の従業員を使用するもので、保証対象事業を営むものまたはその構成員が保証対象事業を営むもの
酒造組合(同連合会、同中央会)	構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の資本金である法人または常時300人以下の従業員を使用するもの
酒販組合(同連合会、同中央会)	構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円(卸売業1億円)以下の資本金である法人または常時50人(卸売業100人)以下の従業員を使用するもの
内航海運組合(同連合会)	構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の資本金である法人または常時300人以下の従業員を使用するもの

※ 中小企業等協同組合とは中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合を指します。ただし、信用協同組合については、業種要件(保証の対象になる業種)の関係から実務上では、保証の対象になるケースは想定されません。

## 2 保証対象業種

政令指定業種を基本にほとんどの業種を保証の対象としていますが、農業・林業（一部を除く）・漁業・金融・保険業（一部を除く）、サービス業の一部においては保証できないものがあります。（次表をご参照下さい。）

また、許認可等を要する業種は、その許認可等を受けていることが必要です。（許認可等の確認を要する業種については、P18～21をご参照下さい。）

保証対象外業種	
農 林 漁 業	一部取扱い可能な場合があります。
金 融 ・ 保 険 業	一部取扱い可能な場合があります。
風 俗 営 業 飲 食 業	風営法第3条第1項の適用を受けた飲食業について、公序良俗に反するなど社会的批判を受けるおそれのないものは対象となります。
サ ー ビ ス 業 中 右 記 の も の	① 洗濯・理容・美容・浴場業中の特殊浴場業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第6項第1号に規定する店舗型性風俗特殊営業に限り。） ② 娯楽業中次に掲げるもの ・風営法第2条第6項、第7項、第8項、第9項、第10項に掲げる業種すべて 第2条第6項「店舗型性風俗特殊営業」 第1号 ソープランド等 / 第2号 店舗型ファッションヘルス等 第3号 ストリップ劇場、ポルノ映画館等 / 第4号 モーター、ラブホテル等 第5号 アダルトショップ・個室ビデオ等 / 第6号 その他 第2条第7項「無店舗型性風俗特殊営業」 第1号 派遣型ファッションヘルス等 / 第2号 アダルトビデオ等通信販売営業等 第2条第8項「映像送信型性風俗特殊営業」 インターネットを利用した画像配信等 第2条第9項「店舗型電話異性紹介営業」 テレホンクラブ等 第2条第10項「無店舗型電話異性紹介営業」 ツーショットダイヤル等 ③ その他の事業サービス業中の次に掲げるもの ・他に分類されないその他の事業サービス業（集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く）に限り。） ④ 政治・経済・文化団体 ・例：実業団体（商工会議所、商工会等） ⑤ 宗教
全 業 種 共 通	社会的批判を受ける恐れのあるもの

### ご利用いただけない中小企業者

次の項目に該当する方は、原則として信用保証をご利用になれません。

- ① 取引停止処分を受けている方  
（第1回不渡を出して6ヵ月を経過していない方を含む ※電子債権記録機関の支払不能処分も同様）
- ② 破産・民事再生・会社更生・特別清算などの法的措置やその他の私的整理の手續中、または申立予定の方
- ③ 協会の保証付融資の返済について、延滞等債務不履行がある方
- ④ 当協会または他協会が代位弁済を受け、求償債務が残っている方
- ⑤ 休眠会社（休眠組合）や、営業活動の実態が認められない方
- ⑥ 反社会的行為者またはその共生者

なお、保証制度によっては他に要件を定めているものがあります。



## 1 保証限度額

(1)一般保証(和歌山県、和歌山市、高野町制度融資保証を含みます。)

2億8,000万円

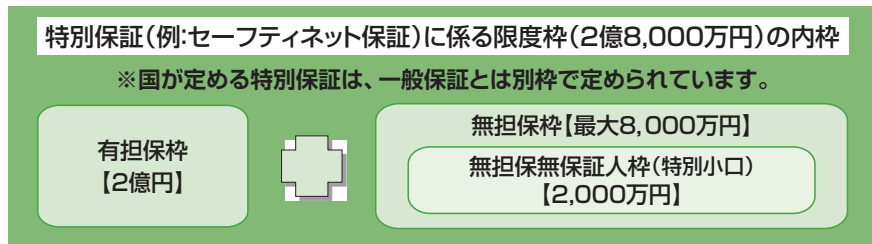
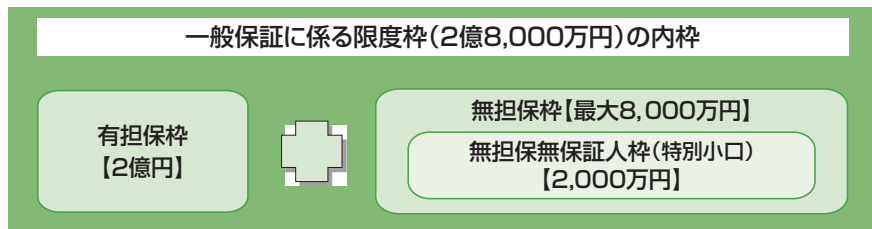
(組合のうち、中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合の場合は、4億8,000万円)

(2)特別保証(一般保証とは別枠になります。)

国が定める特別保証制度(例:セーフティネット保証など)で、利用できる中小企業者の範囲も国で指定されています。

県、市制度であっても、特別保証に係る認定書等を取得し、かつ当該特別保証の主旨に沿った県、市制度であれば別枠をご利用いただけます。(例:セーフティの認定書を取得し、別枠扱いで「経営支援資金 セーフティ枠(県制度)」をご利用いただけます。)

(詳細は、P22~33「保証制度一覧」をご参照下さい。)



※ 無担保無保証人枠については、特別小口保険が成立する場合(有担保枠・無担保枠との併用不可)に限ります。

## ●●●保証の条件

### 2 資金使途

保証の対象となる資金使途は、中小企業者の事業経営上に必要な運転資金および設備資金です。事業資金以外の生活資金、住宅資金、投機資金等は保証対象となりません。また、申込金融機関の既存のプロパー債権を回収する資金(旧債振替)も保証の対象となりません。ただし、保証協会が特別に認めた場合や事業承継に係る一部の保証制度はこの限りではありません。

### 3 保証期間

一般保証の保証期間…10年以内

- ※ 「長期経営資金保証制度」の場合は、20年以内のご利用が可能です。その他の保証制度につきましては、それぞれの要綱等に定められている期間が限度となります。(P22～33「保証制度一覧」をご参照下さい。)

### 4 返済方法

返済方法は、一括返済または分割返済となります。

### 5 取扱金融機関

銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、日本政策投資銀行、労働金庫、保険会社、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会等で、ほとんどの金融機関と保証取扱いの契約をしています。(P46「約定書および各種覚書締結先一覧」をご参照下さい。)

### 6 貸付金利

保証する貸付金の利率(割引利率)は、金融機関の定めるところによりますが、保証付融資であることを考慮して、一般の融資利率より低利としていただいています。また、和歌山県、和歌山市等による制度融資保証については、低利な固定金利で大変有利となっています。

### 7 連帯保証人・担保

#### (1)連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。なお、実質的な経営権を有している方など、特別な事情がある場合は、連帯保証人になっていただくことがあります。

### (2)経営者保証を不要とする取扱い

下記に該当する法人については、代表者も含め、連帯保証人を不要とする取扱いが可能です。

・ 保証制度を問わず経営者保証を不要とする場合。

#### ①金融機関連携型(下記A～Cの要件を満たす法人)

- A. 法人と経営者個人の資産・経理が明確に区分されている。
- B. 申込金融機関において経営者保証を不要とし、かつ保全(人的・物的担保)がないプロパー融資の残高がある。(又はプロパー融資を同時実行する)
- C. 直近決算において債務超過でなく、かつ直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと。

#### ②担保充足型

法人又は経営者本人等が所有する不動産について担保提供があり、十分な保全が図られている。

#### ③財務要件型

「財務要件型無保証人保証」を利用する場合。

なお、上記取扱いのほか、経営者保証不要の要件を定めている保証制度(MAX280等)もあります。

### (3)担 保

保証金額が8,000万円を超えるものについては、原則担保が必要となります。

ただし、8,000万円以内の保証であっても必要に応じて担保を差し入れていただく場合があります。

- ※ 保証金額が8,000万円を超える場合であっても、特定社債保証等、担保が不要な保証制度もあります。
- ※ 担保を差し入れていただいた保証については保証料の割引(▲0.1%)適用があります。(ただし、セーフティネット保証等一部適用除外制度があります。)

**1 一般的な保証申込時に必要な書類**

通常保証申込時に必要な書類は以下のとおりとなります。

ただし、審査上必要な資料について、別途提出をお願いする場合があります。

	初めての申込みの場合	2回目以降の申込みの場合
※1	信用保証依頼書 信用保証委託申込書 財産状況の記載について(個人の場合)	信用保証依頼書 信用保証委託申込書 財産状況の記載について(個人の場合)
※2	個人情報の取扱いに関する同意書 (包括同意)	包括同意を得ている場合は原則不要
※3	確定申告書2期分(別表・決算書・付属明細一式・確定申告書に関する補足説明書) 試算表を作成している企業で、決算期から6ヵ月以上経過している場合は最近の残高試算表(金融機関作成の帳票で代替可)	確定申告書2期分(別表・決算書・付属明細一式・確定申告書に関する補足説明書) 試算表を作成している企業で、決算期から6ヵ月以上経過している場合は最近の残高試算表(金融機関作成の帳票で代替可)
	登記事項証明書(商業登記簿謄本)(写し可) 印鑑証明書(写し可) 定款写し(必要に応じて徴求)	変更がある場合など必要に応じて
※4	納税証明書または納付書(写し) (法人は法人税または事業税、個人は所得税または事業税)	納税証明書または納付書(写し) (法人は法人税または事業税、個人は所得税または事業税)

※1 毎回必要となります。

※2 経営者保証を不要とする場合でも代表者の同意書は必要です。

許認可名義人が申込人以外の場合でも同意書は必要です。

※3 前回までの利用時に提出済みの場合や業歴が満たない場合には不要となります。

※4 法人税は納税証明書「その3の3」、所得税は「その3の2」、事業税は納税証明書「別記第1号の12の2」が必要となります。ただし、一部の保証制度(県制度等)を除き、信用保証委託申込書等で未納がないことを確認できる場合は省略可能です。

信用保証委託契約書については、貸付等の実行後にご提出ください。

## 2 その他の添付資料

次に該当する場合は、上記書類に加え、別途資料の提出をお願いします。

### <組合の場合>

	組合員名簿(原則として必要)
--	----------------

### <NPO法人の場合>

	<p>特定非営利活動促進法第28条に規定する「事業報告書等※」          ※事業報告書等とは以下のものを指します。</p> <p>①「事業報告書」            ②「計算書類(活動計算書及び貸借対照表)及び財産目録」          ③「年間役員名簿」        ④「社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」</p>
--	--

### <県制度の場合>

	<p>納税証明書「別記第1号の12の2」(県税等に未納がないことの証明)          その他、和歌山県中小企業一般(政策)融資要領で定める書類</p>
--	--

### <許認可事業を経営されている方>

	許可証、認可証、届出書、登録証、免許証の写しまたは各種証明書
--	--------------------------------

### <前回設備資金の保証を受けた方で、設備完了確認が未了の場合>

※	設備領収書(写し)
---	-----------

※ 領収書以外の資料等で確認できる場合はその資料でも可能です。保証協会所定の「設備完了報告書」に添付してお送り下さい。

### <従業員規制の90%超の場合に必要な従業員確認資料>

※	労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(写し)または社会保険事務所の発行する証明書等
---	---

※ 例えば、小売業を営む資本金5千万円超の法人で、常時使用する従業員数が45名超50名以下の場合には上記の確認資料が必要となります。

### <設備資金に係る申込の場合>

	当該設備に係る「見積書」もしくは「売買契約書」(写し)等
	当該設備投資に係る「設備計画書」「事業計画書」等
	建物建築資金の場合は、当該「建築確認申請書」(写し)等

## ●●●保証申込手続き

### <不動産担保をご提供いただく場合>

※1	登記事項証明書(不動産登記簿謄本)
※1	公図(地積測量図)、建物図面・各階平面図
※1	住宅地図(所在地略図)、前面道路に関する資料、物件写真
※1、2	先行する租税債権の有無を確認する資料(物件所有者の納税証明書その3の2(3)、市町村税完納証明書等)
※1、3	土地賃貸借契約書(借地契約書)
※3	土地所有者(地主)の(根)抵当権設定に関する承諾書

※1 写しでも可能です。

※2 条件担保の場合は不要です。

※3 借地上的建物を担保提供いただく場合に必要書類です。

### <申込人または連帯保証人が外国人の方の場合>

	住民票、在留カード(写し)、特別永住者証明書(写し)等
--	-----------------------------

### <当座貸越・カードローン根保証の申込時>

	資格要件申告欄(信用保証依頼書の裏面にご記入下さい)
--	----------------------------

### <一定の例外を除き連帯保証人(個人)を徴求する場合>※当座貸越・カードローンの更新含む

※	保証契約締結前1ヵ月以内に作成された保証意思宣明公正証書
---	------------------------------

※ 原則、連帯保証人(個人)を徴求するときは保証意思宣明公正証書を作成することにより保証意思を確認します。但し、以下の例外事由に該当する場合は不要です。

- (1) 主債務者が法人の場合
  - ・ 理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者
  - ・ 総株主の議決権の過半数を有する者等
- (2) 主債務者が個人の場合
  - ・ 主債務者が行う事業に現に従事している配偶者

### <一定の例外に該当する連帯保証人(個人)を徴求する場合>※当座貸越・カードローンの更新含む

	主債務者が法人の場合 : 登記事項証明書(商業登記簿謄本)、株主名簿等(写し可)
	主債務者が個人の場合 : 住民票、戸籍謄本(写し可)

## ●●●信用保証料

信用保証料の性質は、いわゆる金利的・手数料的な性格とは異なり、「信用保証協会が中小企業者等の委託に基づいて保証を行う対価であって、国の信用保険料、協会の業務費及び損失負担(代位弁済等)に充てられるもの。」として位置付けられております。

実務面では貸付実行時に金融機関に於いて徴求いただくことになります。(約定書第8条)

### I 保証料率区分表

(年率、%)

区 分		1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有	基本料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	特殊保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
責任共有外	基本料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
	特殊保証	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43

- ・平均的な料率は年1.15%(責任共有外制度については年1.35%)です。
- ・セーフティネット保証、流動資産担保融資保証、創業関連保証など一部の保証では、所定(一律)の保証料率が適用されます。
- ・県制度は県が保証料補助を行っており、中小企業者が負担する保証料は軽減されています。
- ※ 保証制度別の保証料率の詳細は、P34～35「保証料率早見表」をご参照下さい。

### II 料率の算出方法

お客様の保証料率は、皆さまの財務諸表(貸借対照表・損益計算書)の情報を**中小企業信用リスクデータベース(注1)**により評価し、さらに**非財務要因(注2)**を加味して決まります。

(注1) 中小企業信用リスクデータベース(Credit Risk Database 略称:CRD)とは、平成13年3月、中小企業庁の発案により中小企業金融の円滑化を目的として創設され、約170の金融機関等が会員となっている中小企業に関する日本最大のデータベースです。このデータに基づき、皆さまの企業の信用リスクが計算されます。なお、評価に関する一連の仕組み、個別企業の結果は、データベースの機密情報に該当するため開示されておりません。

(注2) 非財務要因とは、全国51の信用保証協会共通の割引要因で次のものです。

- ①担保をご提供いただいた場合は、0.1%の保証料率の割引を適用します。(セーフティネット保証など一部適用除外制度があります)
- ②会計参与を設置していることを登記している場合は、一括支払契約保証、伴走支援型特別保証および経営改善サポート保証【感染症対応型】を除くすべての保証制度で保証料率を0.1%割引します。

※ 事業承継特別保証および経営承継借換関連保証をご利用いただく方で、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受け、特別保証料率が適用される場合(P34～35「保証料率早見表」参照)、有担保保証に対する割引及び会計参与設置会社に対する割引は適用されません。

**Q1** 信用保証料はどのように計算するのですか？

**A1.**基本的な計算式は、次のとおりです。

**㊦一括返済の場合**

$$\text{保証料} = \frac{\text{借入金額}}{(\text{根保証は極度額})} \times \frac{\text{保証期間(月数)}}{12} \times \text{保証料率}$$

(例 借入金額 10,000,000 円、期間 2 年、保証料率 1.2% の場合)

$$10,000,000 \text{ 円} \times \frac{24}{12} \times 1.20\% = 240,000 \text{ 円}$$

**㊦分割返済の場合**

$$\text{保証料} = \text{借入金額} \times \frac{\text{保証期間(月数)}}{12} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{分割係数}}{(\text{注1})}$$

(例 借入金額 10,000,000 円、期間 5 年、保証料率 1.2% の場合)

$$10,000,000 \text{ 円} \times \frac{60}{12} \times 1.20\% \times \frac{0.55}{(\text{注1})} = 330,000 \text{ 円}$$

(注1) 分割係数 (返済回数によって、掛率が異なります。)

均等分割返済の場合

返済回数	6回以下	7~12回	13~24回	25回以上
係 数	0.7	0.65	0.6	0.55

不均等分割返済の場合

返済回数	6回以下	7~12回	13~24回	25回以上
係 数	0.77	0.72	0.66	0.61

(注2) 返済開始までに据置期間を設けたり、最終回に据置金額を設ける等の場合は、別途計算し加算されます。

**Q2** 信用保証料を分納することはできますか？

**A2.**借入金額が15,000,000円を超え、かつ期間が2カ年を超える場合は、下記基準表に基づいて分納いただけます。

(単位: %)

分納回数	返済期間	初回	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後	8年後	9年後	10年後	11年後	12年後	13年後	14年後
2	2年超4年以内	75	25													
3	4年超6年以内	60	30	10												
4	6年超8年以内	45	35	15	5											
5	8年超10年以内	35	30	20	10	5										
6	10年超12年以内	30	20	20	15	10	5									
7	12年超14年以内	25	20	20	15	10	5	5								
8	14年超16年以内	20	20	15	15	10	10	5	5							
9	16年超18年以内	20	20	15	15	10	5	5	5	5						
10	18年超20年以内	20	20	15	15	10	5	5	5	3	2					
11	20年超22年以内	15	15	15	10	10	10	10	5	5	3	2				
12	22年超24年以内	15	15	15	10	10	10	5	5	5	5	3	2			
13	24年超26年以内	15	15	15	10	10	5	5	5	5	5	5	3	2		
14	26年超28年以内	15	15	10	10	10	5	5	5	5	5	5	5	3	2	
15	28年超	15	15	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	2



## ●●● 信用保証料(Q&A)

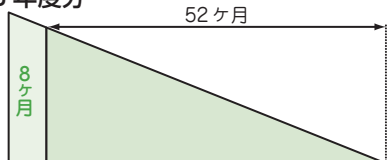
Q3

令和5年5月1日に10,000,000円を60回の均等分割返済(期日R10.4.30)で借入し、5年分の信用保証料を一括で支払いました。決算書を作成する際、信用保証料の当期経費算入額の計算を教えてください。決算は12月31日です。

**A3.** 比例面積計算で算出して下さい。計算式は下記のとおりです。

信用保証料の総額は、330,000円(A1.①参照)です。

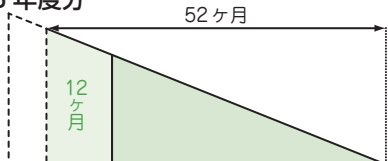
**R5 年度分**



$$330,000 \times \left\{ \left[ \frac{60}{60} \right]^2 - \left[ \frac{60-8}{60} \right]^2 \right\} = 82,133$$

R5.5.1(借入日) R5.12.31 R10.4.30(期日)

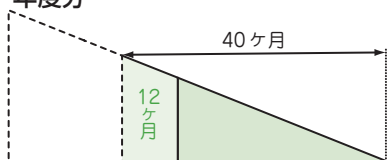
**R6 年度分**



$$330,000 \times \left\{ \left[ \frac{52}{60} \right]^2 - \left[ \frac{52-12}{60} \right]^2 \right\} = 101,200$$

R5.5.1 R5.12 R6.12 R10.4.30

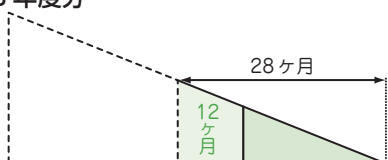
**R7 年度分**



$$330,000 \times \left\{ \left[ \frac{40}{60} \right]^2 - \left[ \frac{40-12}{60} \right]^2 \right\} = 74,800$$

R5.5.1 R6.12 R7.12 R10.4.30

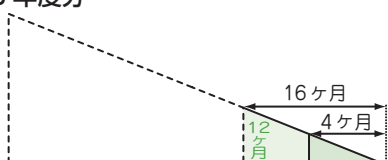
**R8 年度分**



$$330,000 \times \left\{ \left[ \frac{28}{60} \right]^2 - \left[ \frac{28-12}{60} \right]^2 \right\} = 48,400$$

R5.5.1 R7.12 R8.12 R10.4.30

**R9 年度分**



$$330,000 \times \left\{ \left[ \frac{16}{60} \right]^2 - \left[ \frac{16-12}{60} \right]^2 \right\} = 22,000$$

R5.5.1 R8.12 R9.12 R10.4.30

**R10 年度分**

$$330,000 \times \left[ \frac{4}{60} \right]^2 = 1,467$$

**Q4** 早期完済すれば、信用保証料は戻してくれますか？

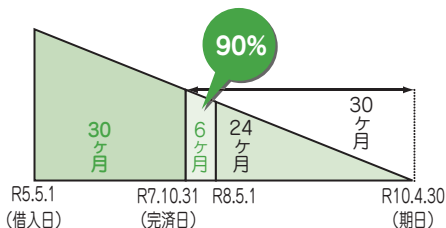
**A4.** 期限前完済及び期間短縮や極度減額（当座貸越・カードローン等の根保証）、一部内入れ等の条件変更をされた場合、返戻させていただきます。（ただし、返戻額が1,000円未満や、返済が滞っている場合は除きます。）

**Q5** 早期完済しましたが、返戻保証料はいつ頃振込されますか？

**A5.** 完済日から概ね2週間～4週間で、協会からお客様へ保証料返戻についての通知を発送します。その際に同封する返戻保証料の振込口座を指定する書面が協会に返送された後1～2週間で、当該指定口座へお振込します。（※信用保証依頼書の「保証料返戻預金口座」の欄は使用していません。）

**Q6** 令和5年5月1日に10,000,000円を60回の均等分割返済（期日R10.4.30）で借入し、5年分の信用保証料330,000円を一括で支払いました。令和7年10月31日に早期完済した場合、信用保証料はどれくらい返戻されますか？

**A6.** 借入日から1年毎に区分し完済の属する1年については未経過保証料の90%を、完済日の属する1年を超える期間は未経過保証料の全額を返戻します。概算（月数）の計算式は、次のとおりです。（実際は日数計算されます。）



$$330,000 \times \left[ \frac{60-30}{60} \right]^2 = 82,500$$

(60-30) は未経過期間

$$330,000 \times \left[ \frac{24}{60} \right]^2 = 52,800 \dots \text{㉞}$$

完済日の属する1年を超える期間

$$\left[ 82,500 - 52,800 \right] \times 90\% = 26,730 \dots \text{㉟}$$

$$\text{返戻保証料} = 79,530 \quad (\text{㉞} + \text{㉟})$$

## ●●責任共有制度

協会の保証付き貸付について、協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、貸付実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うこと等を目的として、平成19年10月1日に責任共有制度が導入されました。

責任共有制度には、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関毎に選択されています。金融機関の負担割合はいずれの方式であっても20%となります。

なお、お取引金融機関の選択した方式によって、中小企業者の皆さまに有利・不利の違いが生じることが無いよう、いずれの方式であっても、ご負担いただく保証料は同じとなっております。

### 責任共有制度の対象となる保証制度

原則として、すべての保証制度が責任共有制度の対象となります。なお、責任共有制度の対象除外制度は下表のとおりです。

#### 対象除外制度

1. 小口零細企業保証に係る保証
2. 特別小口保険に係る保証(NPO法人が利用する場合は責任共有対象)
3. セーフティネット保証1号～4号・6号に係る保証
4. 災害関係保証
5. 創業関連保証(再挑戦支援保証を含む)
6. 事業再生保険に係る保証
7. 求償権を消滅させることを目的とした保証
8. 破綻金融機関等関連特別保険に係る保証、破綻金融機関等関連特別無担保保険に係る保証
9. 東日本大震災復興緊急保証に係る保証
10. 経営改善サポート保証【感染症対応型】(対象除外制度を同額内で借換えた場合または危機関連指定期間に保証申込受付し、かつ貸付実行されたセーフティネット保証5号を同額以内で借換えた場合に限る)
11. 危機関連保証
12. 伴走支援型特別保証(対象除外保証を同額内で借換えた場合に限る)  
※セーフティネット保証4号分は3.を適用

上記、対象除外制度をご利用した場合、原則として既存の責任共有対象制度を借換えることは出来ませんのでご注意ください。

特定社債保証、流動資産担保融資保証などについては、金融機関の方式選択に関わらず部分保証方式となり、保証割合は80%となっています。

## ●●● 許認可等の確認を要する業種

中小企業者が当協会を利用される場合、その事業が許認可を必要とする業種の場合は、許認可の写しを必要とします。許認可の名義人、有効期限をご確認の上、申込時に必ず添付して下さい。主な許認可業種は次のとおりです。

### 主な許認可業種一覧表

業 種	許認可権者	許認可等の種類	関係法令	許認可等の有効期限
食料品製造業	知事(保健所長)	許可	食品衛生法(55条)	5年を下らない期間(注1)
食料品販売業	知事(保健所長)	許可	食品衛生法(55条)	5年を下らない期間(注1)
飲食店	知事(保健所長)	許可	食品衛生法(55条)	5年を下らない期間(注1)
建設業(注2)	国土交通大臣(知事)	許可	建設業法(3条)	5年
一般旅客自動車運送事業	国土交通大臣(地方運輸局長)	許可	道路運送法(4条)	定めなし
一般貸切旅客自動車運送事業	国土交通大臣(地方運輸局長)	許可	道路運送法(4条、8条)	5年(注3)
特定旅客自動車運送事業	国土交通大臣(地方運輸局長)	許可	道路運送法(43条)	定めなし
自家用有償旅客運送事業	国土交通大臣(地方運輸局長)	登録	道路運送法(79条)	2年または5年(更新時2年、3年または5年)(注4)
一般貨物自動車運送事業	国土交通大臣(地方運輸局長)	許可	貨物自動車運送事業法(3条)	定めなし
特定貨物自動車運送事業	国土交通大臣(地方運輸局長)	許可	貨物自動車運送事業法(35条)	定めなし
旅館業	知事(市長)	許可	旅館業法(3条)	定めなし
住宅宿泊事業	知事(市長)	届出	住宅宿泊事業法(3条)	定めなし
古物営業	公安委員会	許可	古物営業法(3条)	定めなし
薬 局	知 事	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(4条)	6年
医薬品(体外診断用医薬品を除く)・医薬部外品・化粧品製造販売業	厚生労働大臣(知事)	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(12条)	5年または6年(注5)
医薬品(体外診断用医薬品を除く)・医薬部外品・化粧品製造業(製造工程のうち保管のみを行う場合を除く。)	厚生労働大臣(知事)	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(13条)	5年または6年(注6)

業 種	許認可権者	許認可等の種類	関 係 法 令	許認可等の有効期限
医薬品(体外診断用医薬品を除く)・医薬部外品・化粧品製造業(製造工程のうち保管のみを行う場合に限る。)	厚生労働大臣	登 録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(13条の2の2)	5年
医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	厚生労働大臣(知事)	許 可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の2)	5年
医療機器・体外診断用医薬品製造業	厚生労働大臣	登 録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の2の3)	5年
再生医療等製品製造販売業	厚生労働大臣(知事)	許 可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の20)	5年
再生医療等製品製造業	厚生労働大臣	許 可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の22)	5年
医薬品販売業	知事(市長)	許 可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(24条)	6年
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	知 事	許 可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(39条)	6年
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業	知 事	許 可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(39条)	6年
医療機器修理業	厚生労働大臣(知事)	許 可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(40条の2)	5年
再生医療等製品販売業	知 事	許 可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(40条の5)	6年
一般廃棄物処理業	市町村長	許 可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(7条)	2年
産業廃棄物処理業	知 事	許 可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条)	5年(更新時5年または7年) (注7)
特別管理産業廃棄物処理業	知 事	許 可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条の4)	5年(更新時5年または7年) (注7)
有料職業紹介事業	厚生労働大臣	許 可	職業安定法(30条)	3年 (更新時5年)
病院・診療所・助産所	知事(市長)	許 可	医療法(7条)	定めなし
宅地建物取引業	国土交通大臣(知事)	免 許	宅地建物取引業法(3条)	5年

## ●●●許認可等の確認を要する業種

業種	許認可権者	許認可等の種類	関係法令	許認可等の有効期限
酒類製造業	税務署長	免許	酒税法(7条)	定めなし
酒母・もろみ製造業	税務署長	免許	酒税法(8条)	定めなし
酒類販売業	税務署長	免許	酒税法(9条)	定めなし
第1種高圧ガス製造業	知事	許可	高圧ガス保安法(5条)	定めなし
液化石油ガス販売業	経済産業大臣 (経済産業局長) (知事)	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(3条)	定めなし
労働者派遣事業	厚生労働大臣	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(5条)	3年 (更新時5年)
家畜商	知事	免許	家畜商法(3条)	定めなし
浄化槽清掃業	市町村長	許可	浄化槽法(35条)	期間を付すことができる
興行場	知事(市長)	許可	興行場法(2条)	定めなし
浴場業	知事(市長)	許可	公衆浴場法(2条)	定めなし
測量業	国土交通大臣	登録	測量法(55条)	5年
砂利採取業	知事	登録	砂利採取法(3条)	定めなし
採石業	知事	登録	採石法(32条)	定めなし
建築士事務所	知事	登録	建築士法(23条)	5年
電気工事業(注8・9)	経済産業大臣 (経済産業局長) (知事)	登録 (建設業の許可を取 得していない 場合)	電気工事業の業務の適正化に関する法律(3条)	5年
自動車特定整備事業	運輸局長	認証	道路運送車両法(78条)	定めなし
揮発油販売業	経済産業大臣 (経済産業局長)	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(3条)	定めなし
揮発油特定加工業	経済産業大臣 (経済産業局長)	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の2)	定めなし
軽油特定加工業	経済産業大臣 (経済産業局長)	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の9)	定めなし
接待飲食等営業(注10)	公安委員会	許可	風営法(3条)	定めなし
遊技場営業(注11)	公安委員会	許可	風営法(3条)	定めなし

注1：新たに許可業種に指定される業種について、令和3年6月1日(改正法施行日)の時点で既に営業を行っている方については、令和6年5月31日までに営業許可を取得する必要があります。また、改正法施行日時点で改正前の法令に基づく営業許可を取得している場合は、取得済み

の許可に該当する営業に限り有効期限まで引き続き営業を行うことが可能です。

注 2： 以下については「軽微な工事」に該当し、許可は不要です。

①工事 1 件の請負金額が建築一式工事にあっては1,500万円に満たない工事、又は延べ総面積 150㎡に満たない木造住宅工事

②工事 1 件の請負金額が建築一式工事以外の建設工事にあっては500万円に満たない工事

注 3： 既存取得者の初回更新日は、許可を受けた年の西暦下一桁に応じて更新年が、当該許可を受けた月日に応じて更新日が決まります。

注 4： 自家用有償旅客運送事業のうち、自動車の運行管理の体制の整備等について一般旅客自動車運送事業者の協力を得て行う運送（事業者協力型自家用有償旅客運送）に係る登録の有効期間及び当該登録の更新に際し是正措置の命令を受けていないこと等道路運送法で定める事項に該当する場合の有効期間は5年です。

注 5： 薬局製造販売医薬品製造販売業は6年、他は5年です。

注 6： 薬局製造販売医薬品製造業は6年、他は5年です。

注 7： 産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可の更新を受けた方であって、当該許可の更新に際し、事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する方として環境省令で定める基準に適合すると認められたものに係る許可の更新期間は7年です。

注 8： 工事 1 件の請負金額が500万円未満（建設業許可は不要）の場合、登録が必要です。

注 9： 家庭用電気機械器具の販売に付随して行う工事及び軽微な工事の場合、許可は不要です。

注10： 風営法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する営業をいいます。

注11： 風営法第 2 条第 1 項第 4 号及び第 5 号のいずれかに該当する営業をいいます。

# ●●●保証制度一覧

## 【主な協会制度】

制度名称	保証対象
一般保証	県内の中小企業者で、既に客観的に事業を行っていることが明らかな個人・法人（組合を含む）を対象とします。ただし、協会の保証対象となる方。
手形等割引根保証	県内の中小企業者で、既に客観的に事業を行っていることが明らかな個人・法人（組合を含む）を対象とします。ただし、協会の保証対象となる方。
当座貸越（貸付専用型）根保証	<p><b>（個人企業）</b></p> <p>①同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている方          ②申込金融機関との与信取引が6か月以上あり、償還能力があると認められる方          ③下記のAからDのいずれかに該当する方</p> <p>A：保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース（CRD）を活用した保証協会によるスコアリングが一定基準以上であること          B：保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング（信用格付）が前記AのCRD基準と同等以上であること          C：確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有すること          D：確定申告が青色であり、申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保の提供があること</p> <p><b>（法人企業）</b></p> <p>①同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の決算を行っている方          ②申込金融機関との与信取引が6か月以上あり、償還能力があると認められる方          ③下記のA・Bのいずれかに該当する方</p> <p>A：保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース（CRD）を活用した保証協会によるスコアリングが一定基準以上であること          B：保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング（信用格付）が前記AのCRD基準と同等以上であること</p>
保証 事業者 カードローン 当座貸越 根保証	<p><b>（個人企業）</b></p> <p>①同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている方          ②申込金融機関との与信取引が6か月以上あり、償還能力があると認められる方          ③下記のAからCのいずれかに該当する方</p> <p>A：保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース（CRD）を活用した保証協会によるスコアリングが一定基準以上であること          B：保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング（信用格付）が前記AのCRD基準と同等以上であること          C：確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有すること</p> <p><b>（法人企業）</b></p> <p>①同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の決算を行っている方          ②申込金融機関との与信取引が6か月以上あり、償還能力があると認められる方          ③下記のA・Bのいずれかに該当する方</p> <p>A：保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース（CRD）を活用した保証協会によるスコアリングが一定基準以上であること          B：保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング（信用格付）が前記AのCRD基準と同等以上であること</p>
小規模企業者 カードローン 当座貸越根保証 [カードローン] [ジュニア]	同一事業の業歴が1年以上で、1期以上の確定申告を行っている小規模企業者で、次のすべての要件を満たす方。 ①最近2年間のいずれかの決算で利益（法人は経常利益、個人は申告所得）を計上しているか、あるいは最近の決算で債務超過でないこと ②本制度を含め事業者カードローン根保証の利用がないこと
創業者 カードローン 当座貸越根保証 [カードローンS]	創業後1年未満の方（事業を営んでいない個人または事業を営んでいない個人により設立された会社に限る）で、次のすべての要件を満たす方。 (1) 申込時、下記資料の提出ができる方。 ① 創業したことが確認できる資料 個人：税務署提出の開業届の写し（開業予定時期を申告するものを除く） 法人：商業登記簿謄本 ② 創業計画書 (2) 申込金融機関が今後とも創業計画に基づいて支援育成していきたい先で、償還能力があると認められ、適切にモニタリングを実施する方針の先であること (3) 本制度を含め事業者カードローン根保証および小規模企業者カードローン根保証の利用がないこと



資金用途	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
運転資金 設備資金	(有担保)個人・法人 2億円 組合 4億円 (無担保) 8,000万円	10年以内(据置期間 1年以内)	0.45 } 1.90	金融機関 所定
運転資金	(有担保) 2億円 (無担保) 8,000万円	1年以内 (ただし、保証期間中に割引かれた手形及び電子記録債権の最も遅れて到来する支払期日までとします。)	0.39 } 1.62	金融機関 所定
運転資金 設備資金	100万円以上 2億8,000万円以内 (ただし、原則5,000万円以内は 無担保扱いとします。)	1年間もしくは2年間 (ただし、更新は可能です。)	0.39 } 1.62	金融機関 所定
運転資金 設備資金	100万円以上 2,000万円以内 (原則として、無担保扱いとします。)	1年間もしくは2年間 (ただし、更新は可能です。)	0.39 } 1.62	金融機関 所定
運転資金 設備資金	50万円以上 500万円以内 (白色申告の個人事業者は200万円以内) (平均月商(直近決算)の3か月以内、本件 を含めて保証債務残高3,000万円以内)	1年間もしくは2年間 (ただし、更新は可能です。)	0.39 } 1.62	金融機関 所定
運転資金 設備資金	50万円以上 100万円以内	1年間 (ただし、更新は可能です。)	0.39 } 1.62	金融機関 所定

## ●●●保証制度一覧

### 【主な協会制度】

制度名称	保証対象
長期保証	「一般保証」の資格を有する方で、長期返済計画を有し、利益償還が見込める方。
長期経営資金保証	<p>申込金融機関との与信取引が1年以上あり、次のいずれかに該当する方。</p> <p>①業歴3年以上で、最近2年間の決算において利益を計上し債務超過でない方 ②業歴5年以上で、最近2年間のいずれかの決算において利益を計上しており、繰越欠損がない方</p>
小口零細企業保証	<p>次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者。</p> <p>①常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行う方（②に掲げるものを除きます。） ②常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とする方のうち、特定事業を行う方 ③事業協同小組合であって、特定事業を行う方又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う方 ④特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下の方 ⑤特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下の方 ⑥医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下の方（上記①から⑤に掲げるものを除きます。）</p>
特定社債保証	<p>下記の(1)から(3)の適債基準のいずれかに該当する方。（ただし、会社に限りです。）</p> <p>(1)純資産額が5千万円以上3億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足する方。 ①自己資本比率が20%以上であること ②純資産倍率が2.0倍以上であること ③使用総資本事業利益率が10%以上であること ④インタレスト・カバーレッジ・レシオが2.0倍以上であること (2)純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足する方。 ①自己資本比率が20%以上であること ②純資産倍率が1.5倍以上であること ③使用総資本事業利益率が10%以上であること ④インタレスト・カバーレッジ・レシオが1.5倍以上であること (3)純資産額が5億円以上であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足する方。 ①自己資本比率が15%以上であること ②純資産倍率が1.5倍以上であること ③使用総資本事業利益率が5%以上であること ④インタレスト・カバーレッジ・レシオが1.0倍以上であること</p>
「SDGs型」特定社債保証 <small>(P40「SDGsに取り組む方を対象とした保証制度のご案内」も併せてご覧ください。)</small>	上記適債基準のいずれかに該当し、SDGsの取組みを行う方。（ただし、会社に限りです。）
流動資産担保融資保証	国内の事業者に対して売掛債権又は棚卸資産を保有する方。なお、棚卸資産を担保とする場合は法人に限りです。

資金使途	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
運転資金	(有担保) 1,000万円以上 2億円以内	7年超10年以内 (設備資金の借換で協会が認めた場合は20年以内) (据置期間 1年以内)	0.45 } 1.90	金融機関 所定
設備資金		10年超20年以内 (不動産取得資金等で協会が特に認めた場合は25年以内) (据置期間 1年以内)		
運転資金 設備資金	3,000万円以上 2億円以内 [100万円単位]	5年以上20年以内 (据置期間 6か月以内)	0.45 } 1.90	金融機関 所定
運転資金 設備資金	協会保証付の借入資金 残高と併せて 2,000万円	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	0.50 } 2.20	金融機関 所定
運転資金 設備資金	4億5,000万円 (ただし、経営安定関連保証及び危機関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計で5億円を限度とします。 また、社債に係る保証割合は80%とします。(発行価額は5億6,000万円が限度)尚、保証付社債の一回の最低発行額は、3,000万円とします。)	2年以上 7年以内 一括償還及び定時償還 (ただし、振替債に限り。)	社債総額に対し 0.45 } 1.90  社債総額に対し 0.25 } 1.70	発行体 所定 (6か月毎 後払い)
事業資金	2億円 (保証割合80%)	根保証 1年 (ただし、更新は可能です。) 個別保証 1年以内	借入(極度)額に対し 0.68 (保証額に対し 0.85)	金融機関 所定

# ●●●保証制度一覧

## 【主な県制度】

制度名称		保証対象
振興対策資金	一般	県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている方。
短期決済資金	一般	県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている方。
経営支援資金	一般	次のいずれかに該当する方。 ①事業活動に支障を生じているものとして知事が定める不況業種を主たる事業とする方 ②(公財)わかやま産業振興財団に下請企業として登録している中小企業者であって、別途定める取扱基準に基づく同財団理事長の証明を受けた方 ③最近3か月間の平均売上高又は平均売上高総利益が過去3か年のいずれかの同期に比べ5%以上減少している方 ただし、感染症法において「指定感染症」に指定される又は指定されていた感染性の疾病その他知事が特に対応が必要と認めた事象等に起因する影響により売上高又は売上高総利益が減少している場合には、「最近3か月間の平均売上高又は平均売上高総利益」は「最近1か月間の売上高又は売上高総利益が過去3か年のいずれかの同期に比べ5%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の平均売上高見込み又は平均売上高総利益見込み」とする ④破産手続開始、民事再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始の申立て(以下「破産等の申立」という。)を行った企業又は銀行取引停止処分を受けた企業(以下「倒産企業」という。)との取引で次のいずれかに該当する方のうち、倒産企業が破産等の申立を行った日又は銀行取引停止処分を受けた日から1年以内に融資申込みを行う方 A：倒産企業に対して50万円以上の売掛金等の未収債権(以下「未収債権」という。)を有する方 B：倒産企業に対して有する未収債権が50万円未満であるが、全取引額のうち倒産企業との取引額が20%以上の方 ⑤暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等の罹災証明を受けた方
	セーフティ	「中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号(セーフティネット保証制度)」の規定に基づく特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方で、事業活動に支障を生じている方。
小企業応援資金	一般	県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている小規模企業者。(従業員数20人(商業並びに宿泊業及び娯楽業を除くサービス業は5人)以下)
	特小	次のいずれにも該当する方。 ①小規模企業者(従業員数20人(商業並びに宿泊業及び娯楽業を除くサービス業は5人)以下)の個人、法人、事業協同小組合又は企業組合 ②県内において1年以上引き続き同一の業種に属する事業を行っている方 ③税額のある次の諸税のいずれかを完納している方 A：源泉徴収による所得税以外の所得税(法人の場合は法人税) B：事業税 C：県民税又は市町村民税の所得税又は法人税割 ④協会保証付きの債務(特別小口を除く)がない方
	小口	県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている小規模企業者。(従業員数20人(商業並びに宿泊業及び娯楽業を除くサービス業は5人)以下)

資金使途	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
運転資金	8,000万円	7年以内 (据置期間 6か月以内)	0.45 ) 1.30	金融機関 所定 (上限年2.90%、 固定金利)
設備資金	1億円	10年以内 (建物取得は15年以内) (据置期間 1年以内)		
運転資金	3,000万円	1年以内	0.45 ) 1.30	年1.70% 以内 自然災害【罹災 証明取得】の場 合1.20%以内
運転資金 設備資金	8,000万円	10年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ) 1.30 セーフティ 適用の場合 第1～4,6号 0.60 第5-7-8号 0.50	年1.40% 以内 セーフティ 第1～4,6号 適用の場合 年1.20% 以内
運転資金 設備資金	8,000万円	10年以内 (据置期間 1年以内)	第1～4,6号 0.60 第5-7-8号 0.50	第1～4,6号 年1.20%以内 第5-7-8号 年1.40%以内
運転資金	3,000万円	7年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ) 1.30	年1.40% 以内
設備資金	3,000万円	10年以内 (据置期間 1年以内)		
運転資金	中小企業信用保険法第3条の3 第1項に規定する額 2,000万円	7年以内 (据置期間 6か月以内)	0.70	年1.20% 以内
設備資金		10年以内 (据置期間 1年以内)	融資対象が NPO法人の 場合 0.55	融資対象が NPO法人の 場合 年1.40% 以内
運転資金	協会保証付の借入資金残高と 併せて 2,000万円	7年以内 (据置期間 6か月以内)	0.50 ) 1.50	年1.20% 以内
設備資金		10年以内 (据置期間 1年以内)		

# ●●●保証制度一覧

## 【主な県制度】

制度名称		保証対象
新規開業資金	創 業	<p>独立して県内で創業しようとする方(創業後(法人は設立後)5年未満の方を含みます。)で、次のいずれかに該当する方。</p> <p>①事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、1か月(認定特定創業支援事業の支援を受けた場合は6か月)以内に個人で創業しようとする方</p> <p>②事業を営んでいない個人が創業し、創業後5年未満の方</p> <p>③事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、2か月(認定特定創業支援事業の支援を受けた場合は6か月)以内に会社を設立して創業しようとする方</p> <p>④事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社</p> <p>⑤中小企業者である会社が新たに設立する会社で、創業に関する具体的な計画を有する方</p> <p>⑥会社が自らの事業を継続しつつ新たに設立した会社であって、設立後5年未満の会社</p> <p>⑦②に規定する創業者であって新たに会社を設立した方が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、創業者とみなされる方</p>
	創業サポート	<p>創業枠の対象者に該当する方で、次のいずれかに該当する方。</p> <p>①金融機関及び経営革新等支援機関※(金融機関を除く)の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定して、独立して創業しようとする方 ※中小企業等経営強化法に基づき主務大臣の認定を受けた経営革新等支援業務を行う者</p> <p>②県の創業者等認定制度の認定またはクラウドファンディング活用支援の対象となり、自ら事業計画を策定して、独立して創業しようとする方</p>
資金繰り安定資金	借 換	<p>次のいずれにも該当する方。</p> <p>①融資申込時において、和歌山県信用保証協会の保証付の借入金残高のある方で既往借入金(短期決済資金は除きます。)を返済しようとする方。ただし、原則として元本返済が開始された後6か月以上経過している資金に限ります</p> <p>②本制度を利用することにより、実質的な月々の返済負担を軽減することができる方</p> <p>③据置期間を設ける場合は、据置期間経過後の実質的な月々の返済負担を軽減することができる方</p> <p>④資金繰りの円滑化及び経営の安定・改善に向けた適切な事業計画を有しており、本制度の融資期間内の完済が十分見込まれる方</p>
	セーフティ	<p>次のいずれにも該当する方。</p> <p>①借換枠の対象者に該当すること</p> <p>②「中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号(セーフティネット保証制度)」の規定に基づく特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方で、事業活動に支障を生じている方</p>
	経営改善・事業再生 (P41「経営改善サポート保証【感染症対応型】のご案内」も併せてご覧ください。)	<p>次のいずれにも該当する方。</p> <p>①和歌山県中小企業活性化協議会、経営サポート会議(保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場)又は認定経営革新等支援機関等の支援等により作成された経営改善・再生計画に従って、経営改善・事業再生を実施する方</p> <p>②金融機関の支援を受けつつ、経営改善・事業再生の実施状況の報告を行う方(金融機関に対して四半期毎に報告を行い、金融機関は経営支援の実施状況を含め協会に対して年1回の報告が必要)</p> <p>③返済資金利用の場合は、借換枠の対象者に該当すること(「①ただし、原則として元本返済が開始された後6か月以上経過している資金に限る」、「②本制度を利用することにより、実質的な月々の返済負担を軽減することができる方」及び「③据置期間を設ける場合は、据置期間経過後の実質的な月々の返済負担を軽減することができる方」の要件を除く)</p>

資金使途	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
運転資金 設備資金	3,500万円	10年以内 (据置期間 1年以内)  ※スタートアップ創出促進保証の適用を受け、原則同時にプロパー融資を実行する又は保証申込時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間3年以内	0.70  ただし、融資対象③～⑦に該当し、スタートアップ創出促進保証の適用を受ける場合 0.90	年1.20%以内  女性・若者・シニア・UTターン者の場合 年1.00%以内
			0.50  ただし、創業枠の融資対象③～⑦に該当し、スタートアップ創出促進保証の適用を受ける場合 0.70	年0.50%以内
返済資金 (保証協会の保証付融資の残高を返済するための資金)  運転資金	8,000万円	15年以内 (据置期間2年以内)  ※セーフティ第1～8号適用の場合 10年以内 (据置期間1年以内)	0.45 ) 1.30  セーフティ適用の場合 第1～4、6号 0.60 第5・7・8号 0.50	年1.80%以内 (返済資金に県融資制度以外の残高を含む場合2.10%以内) セーフティ第1～4号、6号適用の場合 年1.60%以内 (返済資金に県融資制度以外の残高を含む場合1.90%以内)
返済資金 (保証協会の保証付融資の残高を返済するための資金)  運転資金	8,000万円	10年以内 (据置期間 1年以内)	第1～4、6号 0.60 第5・7・8号 0.50	第1～4号、6号 年1.60%以内 (返済資金に県融資制度以外の残高を含む場合1.90%以内) 第5・7・8号 年1.80%以内 (返済資金に県融資制度以外の残高を含む場合2.10%以内)
返済資金 (保証協会の保証付融資の残高を返済するための資金)  運転資金 設備資金	1億6,000万円	一括償還 1年以内 分割償還 15年以内 (据置期間 5年以内)  ※責任共有対象外制度を同額以内で借り換える場合または危機関連指定期間に保証申込受付し、かつ貸付実行されたセーフティネット保証5号を同額以内で借り換える場合に限り、責任共有対象除外になります。	責任共有制度の場合 0.80 1.00(経保免除) 責任共有対象除外の場合 1.00 1.20(経保免除) 国の保証料補助により当初 0.20	返済資金 (責任共有制度の場合) 借換枠と同じ (責任共有制度対象外の場合) セーフティ枠 第1～4号、6号と同じ 運転・設備資金 年1.20%以内

## ●●●保証制度一覧

### 【主な県制度】

制度名称	保証対象
安全安心推進資金	次のいずれかの施設等を整備する方。 ①新エネルギー利用施設 ②エネルギー効率化設備 ③グリーンエネルギー自動車及びグリーンエネルギー自動車燃料供給施設 ④自家発電設備、蓄電池
事業承継支援資金	次の①又は②に該当し、かつ③に該当する方 ①3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 ②令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していない方 ③次の(1)~(4)までに定める全ての要件を満たす方 (1)資産超過であること (2)EBITDA有利子負債倍率が15倍以内であること (3)法人・個人の分離がなされていること (4)返済緩和している借入金がないこと
事業承継特別保証-経営承継借換関連保証 (P43「事業承継特別保証-経営承継借換関連保証のご案内」も併せてご覧ください。)	次のいずれにも該当する方 ①経営承継円滑化法に基づく知事の認定を受けること ②承継特別支援枠③に該当すること ③認定申請日より3年以内に事業承継を予定していること
経営承継借換 (P43「事業承継特別保証-経営承継借換関連保証のご案内」も併せてご覧ください。)	次のいずれにも該当する方 ①経営承継円滑化法に基づく知事の認定を受けること ②承継特別支援枠③に該当すること ③認定申請日より3年以内に事業承継を予定していること

### 【主な市町制度】

制度名称	保証対象
和歌山市 セーフティネット 資金	和歌山市内の中小企業者で、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号の規定に基づく特定中小企業者として市長の認定を受けた方。 市税を完納している方。
和歌山市 普通事業資金	(一般) 和歌山市内の中小企業者。 市税を完納している方。
	(まちなか) 和歌山市のまちなかエリアに事業所を新設される中小企業者。 市税を完納している方。
和歌山市 小口応援資金	(一般) 和歌山市内の小規模企業者(従業員20人以下、商業・宿泊業及び娯楽業を除くサービス業の場合は5人以下)。 市税を完納している方。
	(まちなか) 和歌山市のまちなかエリアに事業所を新設される小規模企業者(従業員20人以下、商業・宿泊業及び娯楽業を除くサービス業の場合は5人以下)。 市税を完納している方。



資金使途	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
運転資金 設備資金	運転資金 8,000万円 設備資金 1億円	運転資金 7年以内 (据置期間 6か月以内) 設備資金 15年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ) 1.30	年1.20% 以内
返済資金(注1) 設備資金(注2) 運転資金(注2) (注1)保証協会の保証付きでない融資の残高を返済するための資金として活用することも可能。 (注2)保証対象の①に該当する方のみが対象	2億8,000万円 ただし、返済資金を含む場合、融資限度額は8,000万円	10年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ) 1.30 ただし、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合は 0.20 ) 0.80	年1.20% 以内
返済資金(注) (注)保証協会の保証付きでない融資の残高を返済するための資金として活用することも可能。	8,000万円			

資金使途	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
運転資金 設備資金 返済資金 (ただし、返済資金は和歌山市緊急経営対策資金、景気対応緊急資金、またはセーフティネット資金に限ります。)	8,000万円 ※返済資金の場合、事業計画書の添付が必要。	運転資金 7年以内 (据置期間 1年以内) 設備資金 返済資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	第1～4、6号 0.90 第5・7・8号 0.80	年1.10% 以内
運転資金 設備資金 返済資金 (ただし、返済資金は和歌山市中小企業融資制度に限ります。)	8,000万円	運転資金 7年以内 (据置期間 6か月以内) 設備資金 返済資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ) 1.90	年1.90% 以内
運転資金 設備資金 返済資金 (ただし、返済資金は和歌山市小口応援資金(旧・小口零細企業支援資金を含む)に限ります。)	2,000万円 (ただし、既存の保証協会の保証付融資残高も含めて2,000万円以内)	運転資金 返済資金 7年以内 (据置期間 1年以内) 設備資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	0.50 ) 2.20	年1.00% 以内

## ●●●保証制度一覧

### 【主な市町制度】

制度名称	保証対象
和歌山市 起業家支援資金	<p>(一般) 独立して和歌山市内で創業しようとする方(開業後5年未満の方を含みます。)で、次のいずれかに該当し、市税を完納している方。</p> <p>①事業を営んでいない個人で1か月(認定特定創業支援等事業の支援を受けた場合は6か月)以内に創業に関する具体的な計画を有する方</p> <p>②事業を営んでいない個人で2か月(認定特定創業支援等事業の支援を受けた場合は6か月)以内に会社を設立し、創業に関する具体的な計画を有する方</p> <p>③既存の会社で事業を継続しつつ新たな会社を設立し、創業する具体的な計画を有する方</p> <p>④事業を開始した以後の期間が5年未満の個人</p> <p>⑤設立の日以後の期間が5年未満の会社(既存の会社が事業を継続しつつ新たに設立したものを含みます)</p> <p>(まちなか) 上記①から⑤までのいずれかの条件を満たす方で、和歌山市のまちなかエリアに事業所を新設される方。</p>
和歌山市 海外展開支援資金	<p>海外市場への輸出に係る事業を行う中小企業者</p>
和歌山市 災害復旧支援資金	<p>次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める者とする。</p> <p>①自然災害等で直接被害を受け、市長の罹災証明を受けた市内の中小企業者</p> <p>②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第8項に規定する指定感染症又は市長が特に対応が必要と認めた疾病等の影響により、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する者</p> <p>(ア)最近1か月の売上高又は売上総利益が過去3年のいずれかの同月に比べ5パーセント以上減少したこと</p> <p>(イ)その後2か月を含めた3か月の平均売上高又は平均売上総利益が過去3年のいずれかの年の同時期に比べ5パーセント以上減少すると見込まれること</p>

### 【主な保険特例制度】

制度名称	保証対象
経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	<p>「一般保証」の資格を有し、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号までの規定に基づく特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方で、事業活動に支障を生じている方。</p>
創業関連保証	<p>創業を行おうとする個人及び中小企業者である会社並びに創業を行った個人及び創業を行ったことにより設立された会社であって、事業を開始した日又は会社を設立した日以後5年を経過していない協会の保証対象となる方。</p>
スタートアップ 創出促進保証 (SSS保証)	<p>創業を行おうとする中小企業者である会社及び創業を行ったことにより設立された会社であって、会社を設立した日以後5年を経過していない協会の保証対象となる方。</p> <p>なお、保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者の方は、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していることが必要です。</p>

・保証対象者や資金使途が限定されますので、詳細については本所又は田辺支所までお問合せください。

・保証料について、①担保をご提供いただいた場合は、0.1%の保証料率の割引を適用します。(セーフティネット保証など一部適用除外制度があります)

②会計参与を設置している事業者については、0.1%の保証料率の割引を適用します。

資金使途	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
運転資金 設備資金	3,500万円	10年以内 (据置期間 1年以内)	1.00	年1.00% 以内
運転資金 設備資金	8,000万円	運転資金 7年以内(据置期間 6か月以内) 設備資金 10年以内(据置期間 1年以内)	0.45~1.90	年1.60% 以内
運転資金 設備資金	8,000万円	運転資金 7年以内 (据置期間 6か月以内) 設備資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 } 1.90	年1.20% 以内

資金使途	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
経営の安定に 資する資金	(有担保) 個人・法人2億円(※6号は3億円) 組合 4億円 (無担保) 8,000万円 (ただし、東日本大震災に係る 災害関係保証と合算)	10年以内 (据置期間 1年以内)	第1~4、6号0.90 第5-7-8号 (特定非営利活動 法人に係る09保 険の利用も含む) 、0.80 (09保険)0.90	金融機関 所定
創業により行う事業の 実施のため 必要となる資金	3,500万円 (再挑戦支援保証・SSS保証と合算)	運転・設備資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	1.00	金融機関 所定
創業により行う事業の 実施のため 必要となる資金	3,500万円 (創業関連保証・再挑戦支援保証 と合算)	運転・設備資金 10年以内 (据置期間 1年以内) ※原則同時にプロパー融資を実行する又は 保証申込時においてプロパー融資の残高 がある場合は据置期間3年以内	1.20	金融機関 所定

●●●保証料率早見表(一部抜粋)

(責任共有対象—80%保証扱い分)

保証制度名		適用保険 (注)	料率区分(貸付金額に対する保証料率%)									割引適用			
			第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	有担保	会計参与割引		
一般保証		10-02													
借換保証															
長期保証		02											△0.1%	△0.1%	
長期経営資金保証															
財務要件型無保証人保証		10-02	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45				
事業承継特別保証	専門家確認無	10-02	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45				
	専門家確認有		1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	—	—		
伴走支援型 特別保証	一般(通常)	10-02	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45				
	一般(経営者保証免除適用時)		2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65	—	—		
当初保証料補助後の実質保証料率	1.15		1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20					
MAX280		10-02	1.70	1.55	1.35	1.15	0.95	0.80	0.60	0.40	0.25				
たんけいネクスト	顧問税理士の確認書業同意書なし	10-02	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			△0.1%	
	顧問税理士の確認書業同意書あり		1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35				
提携保証	大口無担保型提携保証	02	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	不動産担保活用型提携保証	法人	02	—	—	—	—	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			
		個人		1.90	1.75	1.55	1.35	—	—	—	—	—			△0.1%
	資金集約プラン(1型・借換型)		10-02	—	—	—	—	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		△0.1%	
	無担保当座貸越根保証(当貸プライム)		10-02	—	—	—	—	—	—	0.63	0.46	0.34		—	
	たんけいサポート【更新のみ】		10-02	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35		△0.1%	
わかやまミライII		10-02	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35		—		
SDGs保証		10	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35		—		
根保証	手形等割引														
	当座貸越根保証														
	カードローン	10-02	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	△0.1%	△0.1%		
	小規模企業者カードローン(カードローンJ)														
	創業者カードローン(カードローンS)														
和歌山県制度融資															
一般融資	振興対策資金	一般	10-02	1.30	1.25	1.20	1.15	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	△0.1%	△0.1%	
		環境保全													
	短期決済資金	一般	17	1.30	1.25	1.20	1.15	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45			
		流動		0.44(部分保証)									—		
	経営支援資金	一般	10-02	1.30	1.25	1.20	1.15	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	△0.1%		
		セーフティ		0.50(セーフティ5・7・8)									—		
		伴走支援		一般(通常)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
				一般(経営者保証免除適用時)	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65		
				当初保証料補助後の実質保証料率	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20		
	セーフティ5	0.85/1.05(経営者保証免除適用時)									—				
	※当初保証料補助後の実質保証料率0.20									—					
小企業応援資金	特小	09	0.55(NPO法人)									—			
	一般	10-02	1.30	1.25	1.20	1.15	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	△0.1%	△0.1%		
資金繰り 安定資金	借換	10-02	1.30	1.25	1.20	1.15	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	△0.1%			
	セーフティ		0.50(セーフティ5・7・8)									—	△0.1%		
	経営改善・事業再生		0.50(セーフティ5・7・8)									—			
			0.80/1.00(経営者保証免除適用時)									—			
	※当初保証料補助後の実質保証料率0.20									—					
政策融資	安全・安心 推進資金	防災対策推進	10-02	1.30	1.25	1.20	1.15	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	△0.1%	△0.1%	
		エネルギー政策推進													
	成長サポート 資金	人材投資	10-02	1.30	1.25	1.20	1.15	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	△0.1%	△0.1%	
		観光振興対策													
		チャレンジ応援(4~11)													
	チャレンジ応援(1~3)	10-02	0.50									—			
		15	0.50(無担保50M以下)/0.85(有担保または50M超)									△0.1%			
事業承継支援 資金	観光振興対策(建物取得)	10-02	1.30	1.25	1.20	1.15	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	△0.1%			
	チャレンジ応援(建物取得4~10)														
	チャレンジ応援(建物取得1~3)														
	事業承継支援		10-02	0.50									—		
事業承継支援 資金	事業承継支援(建物取得)	02	10-02	1.30	1.25	1.20	1.15	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	△0.1%	△0.1%	
	承継特別支援(専門家確認無)														
	経営承継借換(専門家確認無)														
	承継特別支援(専門家確認有)														
経営承継借換(専門家確認有)		0.80	0.70	0.65	0.60	0.55	0.50	0.40	0.30	0.20	—	—			

保証制度名	適用保険 (注)	料率区分(貸付金額に対する保証料率%)									割引適用	
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	有担保	会計適用
<b>和歌山市制度融資</b>												
セーフティネット資金	10-02	0.80(セーフティ5・7・8)									—	△0.1%
普通事業資金		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
海外展開支援資金		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
災害復旧支援資金		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
<b>保険特例制度【別枠制度】</b>												
経営安定関連保証(セーフティネット保証)	10-02	0.80(セーフティ5・7・8)									—	△0.1%
借換保証												
特定社債保証	16	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	△0.1%	
「SDGs型」特定社債保証		1.70	1.55	1.35	1.15	0.95	0.80	0.60	0.40	0.25	△0.1%	
流動資産担保保証	17	0.68(部分保証)									—	—
経営承継借換関連保証	10-02	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	△0.1%	
専門家確認無 専門家確認有		1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	—	
伴走支援型特別保証	10-02	0.85(セーフティ5) / 1.05(セーフティ5)(経営者保証免除適用時) ※当初保証料補助後の実質保証料率0.20									—	—
経営改善サポート保証【感染症対応型】	10-02	0.80 / 1.00(経営者保証免除適用時) ※当初保証料補助後の実質保証料率0.20									—	—

責任共有対象外100%保証扱い分

小口零細企業保証	10-02	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	△0.1%		
	09	1.00									—		
	10-02-09	0.90(セーフティ1~8)											
借換保証	09	1.00									△0.1%		
伴走支援型特別保証	10-02	一般【通常】	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70		0.50	
		一般(経営者保証免除適用時)	2.40	2.20	2.00	1.80	1.55	1.30	1.10	0.90		0.70	
		当初保証料補助後の実質保証料率	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30		0.20	
根保証	09	手形等割引	0.85(個人のみ)									—	
当座貸越根保証 カードローン													
<b>和歌山県制度融資</b>													
一般融資	経営支援資金	伴走支援	一般	0.60(セーフティ1~4.6)									—
			セーフティ										
			一般【通常】	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	
			一般(経営者保証免除適用時)	2.40	2.20	2.00	1.80	1.55	1.30	1.10	0.90	0.70	
			当初保証料補助後の実質保証料率	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	
			セーフティ4・5	0.85 / 1.05(経営者保証免除適用時) ※当初保証料補助後の実質保証料率0.20									
小企業応援資金	特小	09	0.70									△0.1%	
	小口	10-02	1.50	1.45	1.40	1.35	1.25	1.10	0.90	0.70	0.50		
	創業	0.70 / 0.90(SSS保証適用時)											
新規開業資金	創業サポート	10	0.50 / 0.70(SSS保証適用時)									—	
	再挑戦	0.70											
	借換	0.60(セーフティ1~4.6)											
政策融資	資金繰り安定資金	セーフティ	0.60(セーフティ1~4.6)									—	
		経営改善・事業再生	1.00 / 1.20(経営者保証免除適用時) ※当初保証料補助後の実質保証料率0.20										
<b>和歌山市制度融資</b>													
セーフティネット資金	10-02	0.90(セーフティ1~4.6)									—	△0.1%	
起業家支援資金	10	1.00											
小口応援資金	10-02	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50			
		一般										△0.1%	
		まちなか	1.00									—	
<b>保険特例制度【別枠制度】</b>													
経営安定関連保証(セーフティネット保証)	10-02-09	0.90 (10-02保険/セーフティ1~4.6) (09保険/セーフティ1~8)									—	△0.1%	
借換保証													
創業関連保証	10	1.00									—		
スタートアップ創出促進保証(SSS保証)		1.20									—		
伴走支援型特別保証(セーフティ4・5)	10-02	0.85 / 1.05(経営者保証免除適用時) ※当初保証料補助後の実質保証料率0.20									—		
経営改善サポート保証【感染症対応型】	10-02-09	1.00 / 1.20(経営者保証免除適用時) ※当初保証料補助後の実質保証料率0.20									—		

(注) 02：普通保険、09：特別小口保険(無担保無保証人保証)、10：無担保保険、15：新事業開拓保険、16：特定社債保証、17：流動資産担保保証

# 令和5年度提携保証制度一覧

対象先	保証制度名	資格要件	貸付形式	貸付利率	責任共有	適用保険種別	保証料率	保証期間	限度額(注)	保証人
法人・個人企業向け	大口無担保型提携保証	<p>申込直前期の決算書に於いて、</p> <p>①料率区分が第5区分以上</p> <p>②金融機関債務者区分が『正常先』</p> <p>なお、普通保険の適用は、</p> <p>①料率区分が第7区分以上</p> <p>②金融機関債務者区分が『正常先』(未分類/無格付先は対象除外)</p>	証貸・手貸	金融機関所定	対象	(一般)無担保保険 (一般)普通保険 ※普通保険は無担保	1.15% (5区分) 0.45% (9区分)	<p>運転/設備 10年以内</p> <p>[据置 1年以内] 据置後均等 分割返済</p> <p>ただし、 一括返済 の場合は 1年以内</p>	8千万円	必要な場合があります。(注)
	不動産担保活用型提携保証	<p>申込直前期の決算書に於いて、</p> <p>①法人は料率区分が第4区分以上 個人は確定申告が青色であり、料率区分が第4区分以上または申告所得100万円以上を計上</p> <p>②設定順位が第1順位の不動産担保を含む担保は、直担、条担を問わず</p>	証貸・手貸	金融機関所定	対象	(一般)普通保険	1.80% (1区分) 0.35% (9区分) ※有担保割引を含む	<p>運転/設備 20年以内</p> <p>建物新築 資金の場合 30年以内</p> <p>[据置 1年以内] 据置後均等 分割返済</p> <p>ただし、 一括返済 の場合は 1年以内</p>	2億円	必要な場合があります。(注)
	協会独自の借換保証 資金集約プランI型【借換型】	<p>申込直前期の決算書に於いて、</p> <p>①申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上</p> <p>②料率区分が第5区分以上</p> <p>③金融機関債務者区分が『正常先』</p> <p>なお、普通保険の無担保利用は、</p> <p>①料率区分が第7区分以上</p> <p>②金融機関債務者区分が『正常先』(未分類/無格付先は対象除外)</p>	証貸	金融機関所定	対象	(一般)無担保保険 (一般)普通保険 ※普通保険の無担保利用が可能	1.15% (5区分) 0.45% (9区分) ※有担保の場合、別途割引あり	<p>運 転 15年以内</p> <p>[据置 1年以内]</p> <p>据置後均等 分割返済</p>	2億8千万円	必要な場合があります。(注)

※各提携保証は、当協会と一定の基準の下で覚書を締結した金融機関でご利用可能です。

(注) 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。

対象先	保証制度名	資格要件	貸付形式	貸付利率	責任共有	適用保険種別	保証料率	保証期間	限度額(注)	保証人
法人・個人企業向け	短期継続特別保証「たんけいサポート」【新規取扱終了・更新のみ可】	①同一事業に係る2期以上の確定申告を行っていること ②取扱金融機関との与信取引が1年以上 ③正味資産が債務超過でないこと ④申込直前期の決算書に於いて、保証料区分が第4区分以上 なお、法人で債務超過の場合は代表者個人の正味資産を加味して債務超過でないこと ※「債務超過でない」個人は保証申込時の財産状況の記載、法人は最近の決算で判定。	手貸・証貸	金融機関所定	対象	(一般) 無担保保険 (一般) 普通保険	1.80% (1区分) 0.35% (9区分) ※通常より0.1%引下げ	運転資金12か月以内 ※ただし、初回利用時の終期は、確定決算の申告期限から3か月以内。 ※最長7回までの更新可能。更新時の保証期間は原則12か月。	5千万円	必要な場合があります。(注)
	金融機関連携型事業性評価融資保証「わかやまミライⅡ」	①2期以上の確定申告を行っていること ②本保証の新規需資額に対し、2割以上のプロパー融資残高(同時実行を含む)があること なお、普通保険の無担保利用は、 ①申込金融機関の債務者区分が「正常先」であること ②料率区分が第4区分以上であること ③本保証の新規需資額と同額以上のプロパー融資(新規需資額)を金融機関が同時に行うこと (普通保険の無担保利用の上限は8千万円)	証貸・手貸	金融機関所定	対象	(一般) 無担保保険 (一般) 普通保険 ※普通保険の無担保利用が可能	1.80% (1区分) 0.35% (9区分) ※通常より0.1%引下げ	運転/設備15年以内 [据置1年以内]据置後均等分割返済 ただし、一括返済の場合は1年以内	2億8千万円	必要な場合があります。(注)
優良取引先限定	無担保当座貸越根保証(当貸プライム)	申込直前期の決算書に於いて、 ①料率区分が第7区分以上 ②法人は自己資本比率10%以上かつ2期連続経常利益計上 個人は差引金額1,000万円以上計上かつ申告所得2期連続計上 なお、普通保険の適用は、 ①金融機関債務者区分が「正常先」(未分類/無格付先は対象除外)	当座貸越	金融機関所定	対象	(一般) 無担保保険 (一般) 普通保険 ※普通保険は無担保	0.63% (7区分) 0.46% (8区分) 0.34% (9区分) ※通常より0.05%引下げ	事業資金2年以内 (資格要件を満たしている場合は更新可能)	2億円	必要な場合があります。(注)

## ●●● 伴走支援型特別保証のご案内

【全国統一保証制度】伴走支援型特別保証	
経営安定関連保証(セーフティネット保証)	一般保証
保証対象者	<p>次の①又は②iからviのいずれかに該当し、金融機関との対話を通じて経営行動計画書を策定した中小企業者</p> <p>①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること</p> <p>② i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること</p> <p>ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること</p> <p>iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること</p> <p>iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること</p> <p>v 最近1か月間の売上高営業利益率が最新決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること</p> <p>vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること</p>
資金使途	<p>経営の安定に必要な事業資金</p> <p>事業資金</p> <p>運転・設備・返済</p>
保証限度額	1億円
合算限度額	※伴走支援型特別保証と経営支援資金
保証料率	<p>国の保証料補助によりお客様負担は0.20% 補助前:0.85% (経営者保証免除対応を適用する場合1.05%) 尚、条件変更に伴い追加して生じる保証料は補助対象外</p> <p>国の保証料補助によりお客様負担は0.20%～1.15%(料率区分による) 補助前:【責任共有対象】0.45%～1.90% (経営者保証免除対応を適用する場合0.65%～2.10%) 【責任共有対象外】0.50%～2.20% (経営者保証免除対応を適用する場合0.70%～2.40%) 尚、条件変更に伴い追加して生じる保証料は補助対象外</p>
保証期間	10年以内(据置5年以内)
担保	必要に応じて徴求
連帯保証人	必要となる場合があります。
利率	金融機関所定利率
認定要件	<p>(4号)最近1か月の売上高等が前年同月と比べ△20%以上、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期と比べ見込みで△20%以上</p> <p>(5号)指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で△5%以上</p> <p>※各認定の指定期間については「中小企業庁ホームページ」よりご確認ください (当協会HP「新型コロナウイルス感染症に関する当協会の対応について」内にリンクあり)</p>
認定権者	市区町村長
取扱期間	令和5年1月10日～令和6年3月31日



新型コロナウイルス感染症等の影響を受ける中小企業者・小規模事業者の皆さまにご利用いただける伴走支援型特別保証についてお知らせします。

**【和歌山県制度】経営支援資金(伴走支援枠)**

経営安定関連保証(セーフティネット保証)	一般保証
<p>次のいずれかに該当し、金融機関との対話を通じて<b>経営行動計画書</b>を策定した中小企業者</p> <p>(1)セーフティネット保証4号の認定を受けていること (2)セーフティネット保証5号の認定を受けていること</p>	<p>次の①又は②iからviのいずれかに該当し、金融機関との対話を通じて<b>経営行動計画書</b>を策定した中小企業者</p> <p>①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること</p> <p>② i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること v 最近1か月間の売上高営業利益率が最新決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること</p>
経営の安定に必要な事業資金	事業資金
運転・設備・返済	
1億円	
(伴走支援枠)は合算で1億円	
<p>国の保証料補助によりお客様負担は<b>0.20%</b> 補助前:0.85% (経営者保証免除対応を適用する場合1.05%) 尚、条件変更に伴い追加して生じる保証料は補助対象外</p>	<p>国の保証料補助によりお客様負担は <b>0.20%~1.15%(料率区分による)</b> 補助前:【責任共有対象】0.45%~1.90% (経営者保証免除対応を適用する場合0.65%~2.10%) 【責任共有対象外】0.50%~2.20% (経営者保証免除対応を適用する場合0.70%~2.40%) 尚、条件変更に伴い追加して生じる保証料は補助対象外</p>
10年以内(据置5年以内)	
ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	
1.20%以内	
<p>(4号)最近1か月の売上高等が前年同月と比べ△20%以上、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期と比べ見込みで△20%以上</p> <p>(5号) 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で△5%以上</p> <p>※各認定の指定期間については「<a href="#">中小企業庁ホームページ</a>」よりご確認ください (当協会HP「<a href="#">新型コロナウイルス感染症に関する当協会の対応について</a>」内にリンクあり)</p>	—
市区町村長	—
保証協会申込受付分	

## ●●●SDGsに取り組む方を対象とした保証制度のご案内

SDGsに取り組む方を対象とした保証制度について、下記のとおりご案内します。

当協会では、本保証制度を通じてSDGsの普及を推進し、事業者の方々と共に持続可能な社会の実現を目指してまいります。

### 制度の内容

SDGs保証	
保証対象	和歌山県内に事業所を有し、当協会の保証対象企業で、SDGsの取り組みを行っていく法人または個人。 なお、個人の場合は確定申告が青色申告であること。
資格要件	金融機関の信用格付(債務者区分)が「正常先」または「要注意先」(要管理先は除く)であること。 ただし、信用格付を取得していない先については、正味資産が債務超過でないこと。
資金用途	事業資金(借換資金ならびに不動産購入資金を除く)
保証限度額	2,000万円
保証期間	10年以内
保証料率	0.35%~1.80%(通常料率より0.1%引下げ) 別途、会計参与設置会社割引の適用あり
担保	不要
保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。

『SDGs型』特定社債保証																									
保証対象	和歌山県内に事業所を有し、一定の財務要件を満たす当協会の保証対象企業で、SDGsの取り組みを行っていく会社。																								
資格要件	<p>下表(1)から(3)のいずれかに該当し、各要件のうち①の要件を満たす会社で、②もしくは③のいずれかの要件を満たし、かつ④もしくは⑤のいずれかの要件を満たす会社。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準</th> <th>(1)</th> <th>(2)</th> <th>(3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①純資産額</td> <td>5千万円以上3億円未満</td> <td>3億円以上5億円未満</td> <td>5億円以上</td> </tr> <tr> <td>②自己資本比率</td> <td>20%以上</td> <td>20%以上</td> <td>15%以上</td> </tr> <tr> <td>③純資産倍率</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> </tr> <tr> <td>④使用総資本事業利益率</td> <td>10%以上</td> <td>10%以上</td> <td>5%以上</td> </tr> <tr> <td>⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.0倍以上</td> </tr> </tbody> </table>	基準	(1)	(2)	(3)	①純資産額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	②自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	③純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	④使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上
基準	(1)	(2)	(3)																						
①純資産額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上																						
②自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上																						
③純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上																						
④使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上																						
⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上																						
資金用途	事業資金																								
保証限度額	4億5,000万円(発行価額5億6,000万円)																								
保証期間	2年以上7年以内																								
保証料率	0.25%~1.70%(通常料率より0.2%引下げ) 別途、有担保割引および会計参与設置会社割引の適用あり																								
担保	不要(ただし、保証金額2億円を超える場合は有担保とする。)																								
保証人	不要																								

※対象資格を満たす場合であっても、金融機関及び保証協会の審査によりご要望に添えない場合がありますので、予めご了承下さい。

## ●●● 経営改善サポート保証【感染症対応型】のご案内

### 経営改善サポート保証【感染症対応型】とは

新型コロナウイルス感染症の影響を受け業況が悪化した中小企業者の事業再生計画の実施に必要な資金について、据置期間に関する要件緩和や保証料の軽減措置により返済負担等を緩和することで、早期の事業再生を促すことを目的に創設された制度です。

### 制度の内容

	全国統一保証制度 経営改善サポート保証 【感染症対応型】	和歌山県制度 資金繰り安定資金 (経営改善・事業再生枠)	
保証対象	以下に掲げるいずれかの計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者。 ① 中小企業基盤整備機構の指導・助言を受けた事業再生計画 ② 中小企業活性化協議会または産業復興相談センターの指導・助言を受けた事業再生計画 ③ 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 ④ 整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤ 地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥ 東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 ⑦ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき成立した計画であって、一定の要件をみたすもの ⑨ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 ⑩ 中小企業基盤整備機構が出資した事業再生ファンドが策定を支援した再建計画 ⑪ 経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生計画 ⑫ 認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生計画		
資金使途	事業再生計画の実施に必要な資金		
保証限度額	2億8,000万円【有担保:2億円 無担保:8,000万円】 ※資金繰り安定資金(経営改善・事業再生枠)単体の融資限度額:1億6,000万円		
保証割合	責任共有対象(80%保証) ※次の①または②に該当する場合は例外的に責任共有対象外(100%保証)となります。 ①責任共有対象外の既往借入金を同額以内で借り換える場合 ②危機関連指定期間に保証申込受付し、かつ、貸付実行されたセーフティネット保証5号の既往借入金を同額以内で借り換える場合		
保証料率	国の保証料補助によりお客様負担は0.2% 補助前:0.85%(経営者保証免除対応を適用する場合1.05%) 尚、条件変更に伴い追加して生じる保証料は補助対象外		
保証期間	15年以内(据置期間5年以内) 一括返済の場合は1年以内		
担保	必要に応じて徴求		
保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。		
融資利率	金融機関所定利率	運転資金 設備資金	1.2%以内
		返済資金	責任共有対象の場合:1.8%以内 責任共有対象外の場合:1.6%以内 ※返済資金に県融資制度以外を含む場合はそれぞれ0.3%上乗せ
申込方法	金融機関経由	県融資制度取扱金融機関経由	
取扱期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日保証協会申込受付分		
備考	貸付実行後は、金融機関に対して定期的に計画の実施状況を報告する必要があります。		

※対象資格を満たす場合であっても、金融機関及び保証協会の審査によりご要望に添えない場合がありますので、予めご了承下さい。

## 制度の特徴

一定の財務要件を満たす中小企業者を対象に、無担保でご利用いただける保証制度です。通常より保証料率を引き下げており、申込金融機関の与信も問いません。

## ご利用いただける方

以下に掲げる(1)から(7)までの要件をすべて満たす中小企業者です。

- (1) 和歌山県内に事業所を有し、同一事業に係る業歴を1年以上有すること
- (2) 営業上必要な許認可等を有し、適法に事業を営んでいること
- (3) 納期限の到来した税金(所得税・法人税・事業税)について滞納がないこと
- (4) 協会の保証付き融資について延滞等の債務不履行がないこと
- (5) 協会の求償権先で、協会に対する求償債務が残っていないこと
- (6) 申込金融機関の債務者区分が「正常先」(無格付は含まない)であること
- (7) 下記基準(a)から(c)のいずれかの基準の各要件のうち、①の要件を満たす者で②もしくは③のいずれかの要件を満たし、かつ④もしくは⑤のいずれかの要件を満たすこと

資格要件	基準(a)	基準(b)	基準(c)
①純資産額	5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上
②自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
③純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
④使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

(注1-2)

## 制度の内容

- 【保証限度額】** 2億8,000万円
- 【資金用途】** 事業資金(不動産購入に係る資金は除きます)  
運転資金は原則新規需資に限りです。
- 【保証期間】** 15年以内(一括返済は7年以内)  
金融機関連携型により連帯保証人不要とする場合は、当該保証期間以内となります。
- 【貸付利率】** 金融機関所定利率
- 【保証料率】** 0.25%から1.70%(通常料率より0.20%引下げ)  
別途、会計参与設置会社は0.1%を割引いた料率の適用があります。
- 【連帯保証人】** 経営者保証不要プランの利用、又は「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い(金融機関連携型)」に該当する場合、連帯保証人不要。
- 【担保】** 不要
- 【取扱期間】** 令和6年3月31日まで

## 経営者保証不要プラン(任意)

下記要件に該当する場合、本プランの対象となり、連帯保証人を不要とすることができます。

(要件) 保証期間が(1)又は(2)の場合。

- (1) 運転資金の場合:7年以内(据置期間1年以内)、一括返済は2年以内
- (2) 設備資金の場合:10年以内(据置期間1年以内)、一括返済は2年以内

(注1) 各指標については、協会への申込日の直前の決算におけるものとします。

(注2) 計算は円単位で行い、計算結果は各指標の単位未満切り捨てとします。

\*対象資格を満たす場合であっても、金融機関及び保証協会の審査によりご希望に添えない場合がありますので、予めご了承下さい。

# ●●●事業承継特別保証・経営承継借換関連保証のご案内

## 制度の特徴

- 経営者保証なしの事業承継に対応
- 中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合には信用保証料率を大幅に軽減
- 経営者保証ありの既存の借入金の借換も可能(本制度で経営者保証不要に)

## 制度の内容

	事業承継特別保証	経営承継借換関連保証
保証対象	次の①または②に該当し、以下の財務要件を満たす中小企業者 ①保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 ②令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの  【財務要件】次の①～④に定める全ての要件を満たすこと ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率が15倍以内であること ※ EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費) ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと	経営承継円滑化法の認定申請日より3年以内に事業承継を予定する認定取得者で、以下の財務要件を満たす中小企業者(上場会社を除く)
保証限度額	2億8,000万円【一般枠】 (有担保:2億円 無担保:8,000万円)	2億8,000万円【別枠】 (有担保:2億円 無担保:8,000万円 特別小口:2,000万円)
資金使途	保証対象①に該当する場合 事業資金 個人保証付き融資の借換資金 保証対象②に該当する場合 事業承継前に借り入れた個人保証付き融資の借換資金	現代表者の個人保証付き融資の借換資金
保証割合	責任共有対象	責任共有対象(特別小口は責任共有対象外)
保証料率	0.45%～1.90%(有担保割引・会計参与設置会社割引の適用あり) 中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合 0.20%～1.15% (有担保割引・会計参与設置会社割引の適用なし)	
保証期間	一括返済の場合 1年以内	分割返済の場合 10年以内(据置期間1年以内)
担保	必要に応じて徴求	
保証人	徴求しない	
融資利率	金融機関所定利率	
申込方法	金融機関経由(与信取引のある金融機関に限ります)	

## 本制度に対応した県制度

『事業承継支援資金(承継特別支援枠・経営承継借換枠)』(P30【主な県制度】)

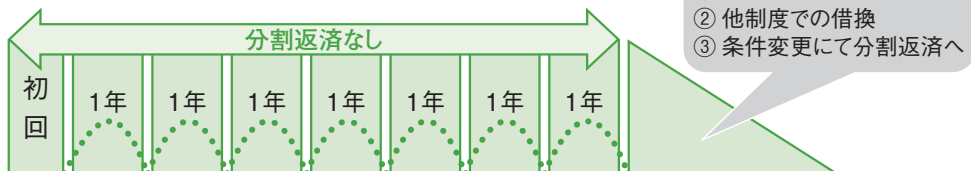
※対象資格を満たす場合であっても、金融機関及び保証協会の審査によりご要望に添えない場合がありますので、予めご了承下さい。

## ●●●短期継続保証「たんけいネクスト」のご案内

### 制度の特徴

1年間一括返済の短期資金を7回まで更新してご利用いただける完全事前相談制の保証制度です。申込金融機関の与信も問いません。

#### 本制度のご利用イメージ



### ご利用いただける方

金融機関と連携して経営改善に取り組む法人または個人（個人は確定申告が青色であり、貸借対照表添付の特別控除を受けていること）で、以下に掲げる(1)から(6)までの要件をすべて満たす中小企業者です。

- (1) 2期以上の確定申告を行っていること
- (2) 営業上必要な許認可等を有し、適法に事業を営んでいること
- (3) 納期限の到来した税金（所得税・法人税・事業税等）について滞納がないこと
- (4) 協会の保証付き融資について延滞等の債務不履行がないこと
- (5) 協会の求償権先で、協会に対する求償債務が残っていないこと
- (6) 正味資産が債務超過（個人は保証申込時の財産状況の記載、法人は直近の決算）でないこと  
なお、法人で債務超過の場合は代表者個人の正味資産を加味して債務超過でないこと

### 制度の内容

- 【保証限度額】** 8,000万円（一般関係保険枠の「無担保保険」、「普通保険」を適用）  
※ただし、新規需資（既往の本保証を含む）については申込直前期決算の平均月商の2か月以内  
※1金融機関につき1企業1口まで（有担保扱いと無担保扱いに分割する場合は、同時実行で2口の利用可能）  
※保証限度額は「たんけいサポート」の利用残高と合算
- 【資金用途】** 運転資金  
※協会が認めた場合は既保証融資の借換（原則、同一金融機関扱い分に限る）を含めることも可能
- 【保証期間】** 12か月以内（保証審査により、最長7回までの更新可能。更新時の保証期間は原則12か月）
- 【貸付形式】** 手形貸付もしくは証書貸付
- 【返済方法】** 一括返済
- 【保証料率】** 年0.45% ～ 1.90%（別途、会計参与設置会社は0.1%を割り引いた料率の適用あり）  
※税理士等が月次管理を行っている中小企業者の場合、0.1%を割り引いた料率を適用します。
- 【貸付利率】** 金融機関所定利率
- 【担保】** 必要に応じて徴求
- 【連帯保証人】** 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。
- 【取扱期間】** 令和6年3月31日まで

※対象資格を満たす場合であっても、金融機関及び保証協会の審査によりご要望に添えない場合がありますので、予めご了承下さい。

# ●●●信用保証協会団体信用生命保険制度(※特約料早見表)

中小企業者のご家族や、事業承継をされる方の安心のため、団体信用生命保険(保証協会団信)を取扱っております。ご加入の手続きは簡単ですので、積極的なご利用をお勧めします。

## 1 制度のしくみ

個別の保証付融資に関し、全国信用保証協会連合会(以下「連合会」と)と生命保険会社の間で、中小企業者等を被保険者とする団体信用生命保険契約を結びます。

保証協会団信付の保証債務が完済する前に被保険者が死亡・高度障害となった場合、連合会が生命保険会社から受け取る保険金で、取扱金融機関に対する債務(※)を弁済します。

※保証協会の保証割合に関わらず、被保険者の残債務額となります。

## 2 加入資格

次に該当する方で、加入申込日現在満20歳以上満71歳未満の方(満75歳で自動脱退となります)

- ・個人事業主
- ・中小企業者に該当する法人の代表者で、かつ保証付融資の連帯保証人となる方

※平成31年4月1日より加入年齢及び継続期限が引上げとなりました。(平成31年4月1日時点で加入している方も継続期限引上げの対象となります。)

## 3 融資条件

融資金額100万円以上で期間1年以上の均等分割返済の借入(証書貸付に限ります)

※ご加入いただける保険金額は、一被保険者1億円が限度です。

## 4 特約料早見表

特約料(保険料)は年払いで債務残高を基に計算されますので、一般の生命保険よりも割安です。

連合会が、団信申込時に登録された口座から、1年分の特約料を振り替えます。

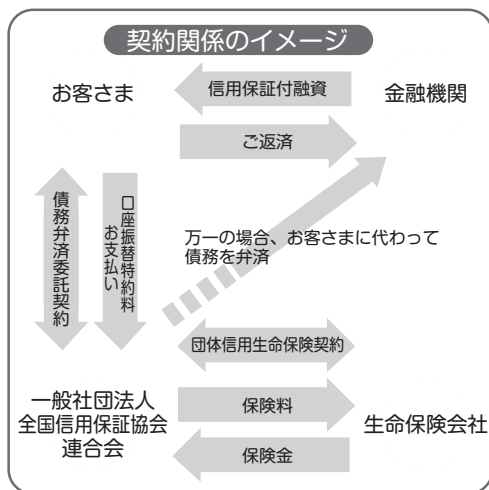
年払特約料の目安(融資金額 100万円について)(元金均等返済、措置期間なしの場合)

(単位:円)

返済期間	初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	合計
3年	3,790	2,160	760	-	-	-	-	-	-	-	6,710
5年	3,950	2,970	2,130	1,290	450	-	-	-	-	-	10,790
7年	4,030	3,320	2,720	2,120	1,520	920	320	-	-	-	14,950
10年	4,080	3,590	3,170	2,750	2,330	1,910	1,490	1,070	650	230	21,270

※1 上記の金額はあくまでも目安であり、返済方法や返済状況等で異なる場合があります。

※2 特約料は今後変更される場合があります。



## 5 申込添付書類

①債務弁済委託契約申込書、②団信申込書兼告知書兼口座振替依頼書を協会所定の申込書類に添付してください。

※融資金額が5,000万円を超える場合は、所定の「健康診断結果証明書」が必要です。

## 6 申込みに係る留意点

- ①団信加入と信用保証の諾否は全く関係ありません。
- ②「2. 加入資格」の条件を満たす方でも生命保険会社の審査の結果、ご加入いただけない場合もあります。
- ③ご利用の際は信用保証委託申込書の「団信加入希望」欄にその旨をご記入ください。融資実行後の加入はできません。
- ④団信付融資を借り換えした場合、団信の自動継続はされず、既保証融資の消滅と同時に団信も解約となります。 ※借り換え後の融資について団信加入を希望される場合は、改めて加入申込いただくこととなります。

# ●●● 約定書および各種覚書締結先一覧

金融機関名		基本約定書	長期保証	特定社債保証	当座貸越根保証	事業者カードローン根保証	手形貸付根保証	条件担保保証
都市銀行	三菱UFJ銀行	○	○	○	○	○	○	○
	三井住友銀行	○	○	○	○	○	○	○
	みずほ銀行	○	○	○	○	○	○	○
	りそな銀行	○	○	○	○	○	○	○
地方銀行・第二地銀	紀陽銀行	○	○	○	○	○	○	○
	南都銀行	○	○	○	○	○	○	○
	池田泉州銀行	○	○	○	○	○		○
	百五銀行	○	○	○	○	○		○
	関西みらい銀行	○	○	○	○	○		○
	三十三銀行	○	○	○	○	○		○
	徳島大正銀行	○	○		○	○		○
信用金庫	きのくに信用金庫	○	○	○	○	○	○	○
	新宮信用金庫	○	○		○	○		○
信用組合	近畿産業信用組合	○	○					
	ミレ信用組合	○						
	和歌山県医師信用組合	○						
農協	和歌山県信用農業協同組合連合会	○	○					
	わかやま農業協同組合	○	○					
	ながみね農業協同組合	○	○					
	紀北川上農業協同組合	○	○					
	紀の里農業協同組合	○	○					
	ありだ農業協同組合	○	○					
	紀州農業協同組合	○	○					
	紀南農業協同組合	○	○		○			
みくまの農業協同組合	○	○						
その他	三井住友信託銀行	○						
	あおぞら銀行	○						
	商工組合中央金庫	○	○	○	○		○	○
	日本政策投資銀行	○						
	信金中央金庫	○						
	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	○						
	近畿労働金庫	○						
なぎさ信用漁業協同組合連合会	○							



## ●●● 担当部署のご案内

本 所	企 画 総 務 部	総 務 課 (総務部門)	TEL(073)433-9709	協会の経営、理事会、人事、諸契約、定款、研修、労務管理・福利厚生、官公庁の窓口など
			FAX(073)433-9700	
		課 (経理部門)	TEL(073)433-9710	協会の予算・決算、資金運用、出納・会計など
			FAX(073)433-9700	
	企 画 情 報 課 (電算部門)	TEL(073)433-9712	業務企画、業務方法書、事業計画、広報、保証制度、業務情報・諸統計の管理など	
		FAX(073)433-9742		
	課 (電算部門)	TEL(073)433-9711	電算システムの開発・運用・管理、情報システムの構築・発信など	
		FAX(073)433-9740		
	支 援 部	企 業 支 援 統 括 課	TEL(073)433-9703	保証業務および期中管理(事故報告書受付前)の統括・企画・調整、受付窓口業務の統括、保証および保証条件変更申込書・各種通知書等の受付、保証協会団信、保証書発行、保証料の徴収・返戻、担保設定・変更等の事務処理など
			FAX(073)433-9702	
保 証 課		TEL(073)433-9705	保証推進、金融相談・経営支援、信用調査・審査など	
		FAX(073)433-9732		
経 営 支 援 課		TEL(073)433-9704	金融相談・経営支援、再生支援などの信用調査、事故報告書受付前の保証条件変更(返済方法、担保等)・調整・管理など	
		FAX(073)433-9732		
創 業・事業承継 サポ ートデスク	TEL(073)433-9722 FAX(073)433-9732	創業支援、事業承継支援など		
管 理 部	管 理 統 括 課	TEL(073)433-9706	管理業務および期中管理(事故報告書受付後)の統括・企画・調整、事故報告書の受付事務、事故報告書受付後の保証条件変更(返済方法、担保等)・調整・管理、代位弁済協議書受付事務・代位弁済の諾否、代位弁済請求書の受付・代位弁済事務、信用保険・損失補償請求など	
		FAX(073)433-9701		
	管 理 課	TEL(073)433-9707	求償権の管理回収、回収処理事務、訴訟その他法的措置など	
		FAX(073)433-9701		
コ ン プ ラ イ ア ン ス 統 括 室	TEL(073)433-9713	コンプライアンス統括、内部監査、外部検査、苦情・要望など		
	FAX(073)433-9701			
田 辺 支 所	業 務 課	TEL(0739)22-4666	各種申込書・通知書受付等窓口業務、保証書発行、保証料の徴収・返戻、担保設定・変更等の事務処理、金融相談・経営支援、信用調査・審査(再生支援を含む)、業務推進、事故報告書受付前の保証条件変更(返済方法、担保等)など	
		FAX(0739)24-9212		
	創 業・事業承継 サポ ートデスク	TEL(0739)33-7061 FAX(0739)24-9212	創業支援、事業承継支援など	
	管 理 課	TEL(0739)23-5222	事故報告書の受付事務、事故報告書受付後の保証条件変更(返済方法、担保等)・調整・管理、代位弁済協議書受付事務、求償権の管理回収、回収処理事務、訴訟その他法的措置など	
FAX(0739)24-9212				

### 1. 本所 担当地域

和歌山市・岩出市・紀の川市・橋本市・海南市・有田市・御坊市・伊都郡・海草郡・有田郡・日高郡(みなべ町を除く)

### 2. 田辺支所 担当地域

田辺市・新宮市・日高郡(みなべ町)・西牟婁郡・東牟婁郡

## 専門家派遣事業「わかやま連携サポート」

当協会では、「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用し、経営改善を促進することを目的に、無料で専門家（中小企業診断士・税理士・公認会計士）派遣を実施しております。是非ご活用下さい。

### 経営安定化支援・創業者フォローアップ・事業承継支援・生産性向上支援

#### 支援対象事業者の選出

上記の支援事業を行うことにより経営改善が見込まれる事業者を当協会が選出。

#### 事業者訪問

協会職員等が支援対象者を訪問し、経営者にヒアリングを実施。  
専門家による経営診断の活用やローカルベンチマークの作成を提案。

専門家によるアドバイスを希望する場合

### 「わかやま連携サポート」による専門家派遣事業の促進

#### 経営診断の実施

- 専門家による「経営診断」を実施。  
 ■派遣回数は最大5回(1企業当たり)  
 ■派遣費用は当協会が負担

#### 現状把握・課題認識

経営者が自社の経営状況を客観的に把握。  
経営の健全化に向けた具体的な計画の策定や経営改善に取り組むことが可能!

### 中小企業者等の「経営改善計画(早期経営改善計画)策定費用」に対する当協会の補助事業

政府が実施する「認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業」(事業者に対する計画策定費用等の一部補助)に呼応して、当協会を利用している事業者を対象に、下記のとおり事業者の自己負担部分に対する費用補助を行っております。是非ご活用下さい。

#### 認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業

中小企業活性化協議会(全国47都道府県に設置)

費用の3分の2を支援 ↓ ↑ 連名で相談・申込み

中小企業・小規模事業者

- ・計画策定支援
- ・フォローアップ

費用の3分の1を自己負担

認定経営革新等支援機関  
(中小企業診断士・税理士・公認会計士等)

保証協会

経営改善計画策定に要する費用の6分の1(上限20万円)※を補助します。

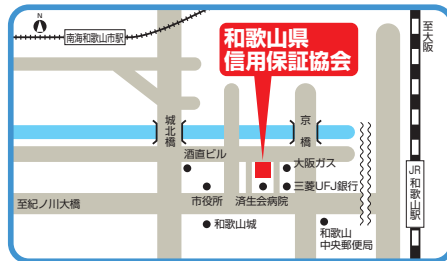
協議・相談

金融機関

計画書提出

※「早期経営改善計画策定支援」については上限5万円。





●本所

〒640-8158 和歌山市十二番丁39番地  
 TEL.073-423-2255(大代表) FAX.073-433-9700~2

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ●南海和歌山市駅より   | ●JR和歌山駅より    |
| タクシー 5分      | タクシー 8分      |
| バス(京橋下車) 10分 | バス(京橋下車) 10分 |
| 徒歩 15分       | 徒歩 20分       |



●田辺支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘21番24号  
 TEL.0739-22-4666(大代表) FAX.0739-24-9212

- |                    |
|--------------------|
| ●JR紀伊田辺駅より         |
| タクシー ..... 10分     |
| バス(朝日ヶ丘振興局前下車) 15分 |
| 徒歩 ..... 20分       |

— 広がる夢のおてつだい —

